

美作監査第37号
平成28年8月29日

美作市長 萩原 誠 司 殿

美作市監査委員	窪 田	功
同	高 田	修 平
同	松 本	妙 子
同	安 本	博 則

平成27年度美作市各会計歳入歳出決算
及び基金運用状況の審査について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成27年度美作市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算とその附属書類並びに基金運用状況を審査したので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

平成27年度

美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

美 作 市 監 査 委 員

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	総括	3
(1)	決算額の状況	3
(2)	決算収支の状況	4
(3)	市債の状況	5
(4)	普通会計による財政の状況	6
2	美作市一般会計	8
(1)	決算概要	8
(2)	歳入	8
(3)	歳出	19
3	特別会計	27
(1)	決算概要	27
(2)	各会計の概要	30
①	美作市国民健康保険特別会計（事業勘定）	30
〃	（作東診療所直診勘定）	31
〃	（福山診療所直診勘定）	32
②	美作市介護保険特別会計（保険事業勘定）	33
〃	（介護サービス事業勘定）	34
③	美作市簡易水道特別会計	34
④	美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計	35
⑤	美作市公園墓地事業特別会計	36
⑥	美作市都市と農村の交流施設特別会計	37
⑦	美作市老人保健施設事業特別会計	38
⑧	矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計	39
⑨	美作市武蔵の里特別会計	39
⑩	美作市後期高齢者医療特別会計	40
⑪	美作市愛の村パーク特別会計	41
4	財産に関する調書	42
5	基金の運用状況	43
6	むすび	45

- (注) ① 説明中の金額は原則として千円単位で表し、千円未満については四捨五入した。このため計数が一致しないことがある。
- ② 文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
- ③ 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。このため計数が一致しない場合がある。
- ④ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。

【添付資料】

資料1：美作監査第29号「平成27年度決算審査に係る書類の提出について（依頼）」

資料2：美作総務第122号「平成27年度決算審査に係る書類の提出について（回答）」

資料3：美作総務48号「平成27年度定期監査（第2次）結果報告書に対する措置について（通知）」（抄）

資料4：「第153回国会 厚生労働委員会 第6号 会議録」（抄）（衆議院ホームページより）

資料5：平成12年度決算検査報告「国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの」（会計検査院ホームページより）

平成27年度美作市一般会計及び特別会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 平成27年度 美作市一般会計決算
- 平成27年度 美作市国民健康保険特別会計決算
- 平成27年度 美作市介護保険特別会計決算
- 平成27年度 美作市簡易水道特別会計決算
- 平成27年度 美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算
- 平成27年度 美作市公園墓地事業特別会計決算
- 平成27年度 美作市都市と農村の交流施設特別会計決算
- 平成27年度 美作市老人保健施設事業特別会計決算
- 平成27年度 矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算
- 平成27年度 美作市武蔵の里特別会計決算
- 平成27年度 美作市後期高齢者医療特別会計決算
- 平成27年度 美作市愛の村パーク特別会計決算
- 平成27年度 美作市財産に関する調書
- 平成27年度 美作市基金の運用状況

第2 審査の期間

平成28年7月12日から平成28年8月29日

第3 審査の方法

審査に当たっては、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に適合して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性、また事務処理の正否、予算執行上の適否について関係諸帳簿及び関係資料を照査しかつ関係職員から説明を聴取し、併せて既に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて検討するとともに、監査の効率性の観点から行政監査（随時）の視点からも審査した。

なお、担当職員等からの説明等を裏付ける関係書類の提出の必要性を認めたので、平成28年8月8日付け「美作監査第29号(資料1)」により要請を行ったが、平成28年8月18日付け「美作総務第122号(資料2)」回答文書のとおり雲海の訴訟関係については係争中の故を以てこの閲覧と提供を受けられなかったため、当該支出の適法性・妥当性の判断はできなかった。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及びその他関係諸帳簿等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数も関係書類と符合し、正確であると認められた。

しかし、事務処理、予算の執行状況等については、第4の6(2)に記載したとおり、指摘事項が昨年度の38件よりも47件とさらに増加しているほか、内容的に見ても地方自治法等法令上の指摘事項が10件、かつ再演事項も29件にも及ぶに至っては、業務の推進体制と内部統制に問題があると判断する。

また、決算の内容と意見等は次に述べるとおりである。

なお、国民健康保険特別会計（作東診療所直診勘定）については、審査意見の合議が整わなかったことから、当該特別会計については決算の内容のみとし、審査意見を表明しないが、審査の透明性の観点から合議の過程における各監査委員の見解を第4の6（3）に付記する。

1 総括

(1) 決算額の状況

平成27年度一般会計及び特別会計の決算の状況は、

予算現額	32,604,401,000円	
歳入総額	32,177,863,603円	(予算収入率 98.7%)
歳出総額	30,703,165,616円	(予算執行率 94.2%)
差引	1,474,697,987円	となっている。

次に、決算規模の推移は、次表のとおりである。

決算規模の推移

(単位：千円・%)

区 分		平成27年度	平成26年度	前年度対比	
				増 減	比 率
一般会計	予 算 現 額	22,039,574	22,928,814	△ 889,240	96.1
	歳 入 決 算 額	21,850,363	23,176,440	△ 1,326,077	94.3
	歳 出 決 算 額	20,560,714	22,052,196	△ 1,491,482	93.2
	歳 入 歳 出 差 引	1,289,649	1,124,244	165,405	114.7
特別会計	予 算 現 額	10,564,827	9,938,618	626,209	106.3
	歳 入 決 算 額	10,327,501	9,824,209	503,292	105.1
	歳 出 決 算 額	10,142,452	9,574,634	567,818	105.9
	歳 入 歳 出 差 引	185,049	249,575	△ 64,526	74.1
合 計	予 算 現 額	32,604,401	32,867,432	△ 263,031	99.2
	歳 入 決 算 額	32,177,864	33,000,649	△ 822,785	97.5
	歳 出 決 算 額	30,703,166	31,626,830	△ 923,664	97.1
	歳 入 歳 出 差 引	1,474,698	1,373,819	100,879	107.3

一般会計では、歳入 21,850,363 千円、歳出 20,560,714 千円となっており、歳入歳出差引額は 1,289,649 千円の黒字となっている。

特別会計（11 会計）では、歳入 10,327,501 千円、歳出 10,142,452 千円となっており、歳入歳出差引額は 185,049 千円の黒字となっている。

歳入歳出差引額（形式収支）では前年度と対比すると、100,879 千円の増となっている。

(2) 決算収支の状況

一般・特別会計の決算収支状況は、次表のとおりである。

一般・特別会計決算収支の推移

(単位：千円)

区 分		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額 (形式収支)	翌年度へ繰越 すべき財源	実質収支	単年度収支
平成 27 年度	一般会計	21,850,363	20,560,714	1,289,649	44,306	1,245,343	142,181
	特別会計	10,327,501	10,142,452	185,049	0	185,049	△ 64,526
	合計	32,177,864	30,703,166	1,474,698	44,306	1,430,392	77,655
平成 26 年度	一般会計	23,176,440	22,052,196	1,124,244	21,082	1,103,162	45,186
	特別会計	9,824,209	9,574,634	249,575	0	249,575	△ 21,573
	合計	33,000,649	31,626,830	1,373,819	21,082	1,352,737	23,613

一般会計及び特別会計の総額では、歳入歳出差引額 1,474,698 千円の剰余金を生じているが、このうちには翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費の繰越額 44,306 千円が含まれているので、これを差し引いた実質収支では 1,430,392 千円の黒字となっている。

なお、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では 77,655 千円の黒字となっている。

(3) 市債の状況

市債の現在高は、次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	平成26年度末現在高	平成27年度借入金	平成27年度償還元金	平成27年度末現在高	前年度比
一 般 会 計	28,417,225	2,227,424	3,171,521	27,473,128	96.7
特 別 会 計	3,772,507	180,400	252,737	3,700,170	98.1
合 計	32,189,732	2,407,824	3,424,258	31,173,298	96.8

歳入決算額に占める市債発行額の割合は、次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度			平成26年度			前年度対比
	歳入決算額	市債発行額	市債の割合	歳入決算額	市債発行額	市債の割合	
一 般 会 計	21,850,363	2,227,424	10.2	23,176,440	2,884,677	12.4	△ 2.3
特 別 会 計	10,327,501	180,400	1.7	9,824,209	224,100	2.3	△ 0.5
合 計	32,177,864	2,407,824	7.5	33,000,649	3,108,777	9.4	△ 1.9

歳出決算額に占める長期債償還金（元金・利子）の割合は、次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度			平成26年度			前年度対比
	歳出決算額	長期債償還額	償還額の割合	歳出決算額	長期債償還額	償還額の割合	
一 般 会 計	20,560,714	3,397,068	16.5	22,052,196	3,740,429	17.0	△ 0.4
特 別 会 計	10,142,452	331,328	3.3	9,574,634	350,059	3.7	△ 0.4
合 計	30,703,166	3,728,396	12.1	31,626,830	4,090,488	12.9	△ 0.8

(4) 普通会計による財政の状況

一般会計・特別会計純計決算総括表

(単位：千円)

普通会計	区 分		一般会計	特別会計	合 計
	歳 入	決 算 額		21,850,363	340,769
重 複 控 除			19,496	124,643	144,139
純計決算額			21,830,867	216,126	22,046,993
歳 出	決 算 額		20,560,714	316,465	20,877,179
	重 複 控 除		124,643	19,496	144,139
	純計決算額		20,436,071	296,969	20,733,040
差引残額	決 算 額		1,289,649	24,304	1,313,953
	純計決算額		1,394,796	△ 80,843	1,313,953

※ 普通会計とは、総務省で定める基準により作成される統計上の会計で、一般会計と特定の特別会計（美作市においては住宅新築資金等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、武蔵の里特別会計、愛の村パーク会計の計5会計）を合算し、重複額等を控除した額である。

※ 重複控除とは、各会計相互間の繰入額、繰出額が含まれているので、それを控除した額である。

純計決算額は、歳入 22,046,993 千円、歳出 20,733,040 千円で、純計収支は 1,313,953 千円の黒字となっている。

また、財政の構造について、普通会計における財政分析の状況は次表のとおりである。

財 政 指 標 比 較 表

普通会計	区 分	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
	平成27年度	0.259	% 88.6	% 14.0	% 60.5
平成26年度	0.261	88.5	15.0	79.0	
差 引	△ 0.002	0.1	△ 1.0	△ 18.5	

ア. 財政力指数

財政力指数は0.259で、前年度に比べ0.002ポイント悪化している。この指数は、地方公共団体の財政力を評価するときに用いられるもので、指数が1に近いほど財政力が強いと見ることができ、1を超えると普通交付税不交付団体となる。

イ. 経常収支比率

経常収支比率は88.6%で、前年度に比べ0.1ポイント悪化している。通常、財政構造の弾力性を示すもので、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとみられる。一般的にはこの数値が75%程度におさまることが妥当とされ、80%を超えると財政構造は弾力性を失いつつあると考えられる。

ウ. 実質公債費比率

実質公債費比率は14.0%であり、前年度に比べ1.0ポイント好転している。

実質公債費比率は、普通会計における市債の元利償還金のみではなく、公営事業会計や一部事務組合における市債等の元利償還金のうち、一般会計が負担するものを加えて、その割合を算定するもので、前3年度の平均値を用いる。

この比率が、18%以上の場合は市債発行に国県の許可が必要となり、25%以上で一定の地方債の起債が制限され、35%以上になると更に制限の度合いが高まる。

エ. 将来負担比率

将来負担比率は60.5%であり、前年度と比べ18.5ポイントと大幅に好転している。

実質公債比率が公債費等の支払の3か年平均を用いる指標であるのに対し、将来負担比率は、将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化したものである。財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、350%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定を義務付けられる。

2 美作市一般会計

(1) 決算概要

平成27年度一般会計の決算の状況は、

予算現額	22,039,574,000 円
歳入総額	21,850,363,083 円 (予算収入率 99.1%)
歳出総額	20,560,714,022 円 (予算執行率 93.3%)
差 引	1,289,649,061 円となっている。

一般会計の歳入歳出決算状況は、次表のとおりである。

一 般 会 計 決 算 収 支 状 況

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度	平成26年度	前年度対比
歳 入 総 額	21,850,363	23,176,440	94.3
歳 出 総 額	20,560,714	22,052,196	93.2
歳入歳出差引額	1,289,649	1,124,244	114.7
翌年度繰越財源	44,306	21,082	210.2
実 質 収 支	1,245,343	1,103,162	112.9
単 年 度 収 支	142,181	45,186	314.7

本年度の実質収支は、1,245,343千円の黒字となっており、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は142,181千円の黒字となっている。

(2) 歳入

ア. 決算の概況

歳入決算の状況を前年度と比較すると、次のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	増減率	
予 算 現 額	22,039,574,000	22,928,814,000	△ 889,240,000	△ 3.9	
調 定 額	22,206,319,858	23,658,558,082	△ 1,452,238,224	△ 6.1	
収 入 済 額	金 額	21,850,363,083	23,176,439,810	△ 1,326,076,727	△ 5.7
	予算対比(収入率)	99.1	101.1	△ 1.9	△ 1.9
	調定対比(収納率)	98.4	98.0	0.4	0.4
不 納 欠 損 額	35,009,067	99,276,182	△ 64,267,115	△ 64.7	
収 入 未 済 額	320,947,708	382,842,090	△ 61,894,382	△ 16.2	

歳入の決算状況は、予算現額 22,039,574 千円に対し、収入済額は、21,850,363 千円で、予算に対する収入率は、99.1%となっており、前年度に対して1,326,077 千円減少している。

また、調定額 22,206,320 千円に対する収納率は 98.4%となっており、不納欠損額 35,009 千円、収入未済額 320,948 千円が生じている。不納欠損額は市民税、固定資産税、軽自動車税、負担金であり、収入未済額は市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入である。

イ. 自主財源及び依存財源の状況

財源別歳入決算額は、次表のとおりである。

自主・依存財源分類表

(単位：千円・%)

区 分	平成27年度		平成26年度		前年度対比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減	増減率
自主財源	4,688,085	21.5	4,777,096	20.6	△ 89,011	△1.9
依存財源	17,162,278	78.5	18,399,344	79.4	△ 1,237,066	△6.7
合 計	21,850,363	100.0	23,176,440	100.0	△ 1,326,077	△5.7

※ 「自主財源」とは、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。

※ 「依存財源」とは、自主財源以外の地方交付税、国庫支出金等による収入をいう。

歳入歳出決算に占める自主財源は4,688,085千円で、前年度に比べ89,011千円（1.9%）減少しているものの、その構成比においては21.5%と前年度に比べ0.9ポイント増加している。

依存財源は17,162,278千円で、前年度に比べ1,237,066千円（6.7%）減少していて、構成比は78.5%で、前年度に比べ0.9ポイント減少している。

ウ. 款別決算状況

歳入の款別決算状況は、次表のとおりである。

款別歳入決算総括表

(単位：円・%)

区 分	平成27年度					平成26年度	前年度対比	
	予算現額	調定額	収入済額	歳入比率		収入済額	増減	増減率
				予算対比	構成比			
市 税	2,867,472,000	3,331,116,419	3,013,455,862	105.1	13.8	3,078,753,469	△ 65,297,607	△ 2.1
地方譲与税	205,000,000	227,459,003	227,459,003	111.0	1.0	216,731,003	10,728,000	4.9
利子割交付金	5,000,000	5,808,000	5,808,000	116.2	0.0	5,908,000	△ 100,000	△ 1.7
配当割交付金	8,000,000	17,475,000	17,475,000	218.4	0.1	24,815,000	△ 7,340,000	△ 29.6
株式等譲渡所得割交付金	5,000,000	15,940,000	15,940,000	318.8	0.1	13,176,000	2,764,000	21.0
地方消費税交付金	450,000,000	553,677,000	553,677,000	123.0	2.5	318,366,000	235,311,000	73.9
ゴルフ場利用税交付金	43,000,000	54,062,057	54,062,057	125.7	0.3	53,869,836	192,221	0.4
自動車取得税交付金	15,000,000	39,247,000	39,247,000	261.6	0.2	22,991,000	16,256,000	70.7
地方特例交付金	8,532,000	8,532,000	8,532,000	100.0	0.0	8,031,000	501,000	6.2
地方交付税	11,007,450,000	11,339,454,000	11,339,454,000	103.0	51.9	11,607,092,000	△ 267,638,000	△ 2.3
交通安全対策特別交付金	5,600,000	4,700,000	4,700,000	83.9	0.0	4,735,000	△ 35,000	△ 0.7
分担金及び負担金	216,186,000	216,164,589	214,187,941	99.1	1.0	235,395,878	△ 21,207,937	△ 9.0
使用料及び手数料	434,804,000	472,682,963	446,693,443	102.7	2.0	401,421,411	45,272,032	11.3
国庫支出金	1,884,281,000	1,550,676,900	1,550,676,900	82.3	7.1	2,225,689,370	△ 675,012,470	△ 30.3
県支出金	1,179,290,000	1,117,823,455	1,117,823,455	94.8	5.1	1,013,262,913	104,560,542	10.3
財産収入	98,126,000	109,612,429	108,613,429	110.7	0.5	97,107,488	11,505,941	11.8
寄附金	10,495,000	10,867,780	10,867,780	103.6	0.1	7,507,030	3,360,750	44.8
繰入金	28,402,000	28,310,680	28,310,680	99.7	0.1	73,305,005	△ 44,994,325	△ 61.4
繰越金	521,082,000	521,082,788	521,082,788	100.0	2.4	552,800,177	△ 31,717,389	△ 5.7
諸収入	405,430,000	354,203,795	344,872,745	85.1	1.6	330,805,230	14,067,515	4.3
市 債	2,641,424,000	2,227,424,000	2,227,424,000	84.3	10.2	2,884,677,000	△ 657,253,000	△ 22.8
合 計	22,039,574,000	22,206,319,858	21,850,363,083	99.1	100.0	23,176,439,810	△ 1,326,076,727	△ 5.7

収入済額は前年度に対して1,326,077千円の減額となっている（前年度対比94.3%）これは主に地方消費税交付金及び県支出金が増加したものの、市税、地方交付税、国庫支出金及び市債等が減額となったことによるものである。

款別収入済額では地方交付税が11,339,454千円で、全体の51.9%を占めており、次いで市税が3,013,456千円で全体の13.8%、市債が2,227,424千円で全体の10.2%となっている。

第1款 市税

収 納 状 況

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	2,867,472,000	3,331,116,419	3,013,455,862	34,988,067	282,672,490	105.1	90.5
26	2,858,823,000	3,523,279,386	3,078,753,469	99,268,982	345,256,935	107.7	87.4
増減	8,649,000	△ 192,162,967	△ 65,297,607	△ 64,280,915	△ 62,584,445	△ 2.6	3.1

税 目 別 収 入 未 済 額 状 況

(単位：円)

区 分	平成27年度		平成26年度		増 減		
	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損	収入未済額	不納欠損額	
現年課税分	市 民 税	15,117,472	124,543	14,732,309	422	385,163	124,121
	個 人	13,450,572	124,543	13,422,909	422	27,663	124,121
	法 人	1,666,900	0	1,309,400	0	357,500	0
	固 定 資 産 税	61,932,991	0	66,468,450	8,918,500	△ 4,535,459	△ 8,918,500
	固 定 資 産 税	61,932,991	0	66,468,450	8,918,500	△ 4,535,459	△ 8,918,500
	国有資産等所在市町村交付金	0	0	0	0	0	0
	軽 自 動 車 税	2,478,100	0	2,875,300	14,400	△ 397,200	△ 14,400
	市 た ば こ 税	0	0	0	0	0	0
	入 湯 税	0	0	0	0	0	0
	計	79,528,563	124,543	84,076,059	8,933,322	△ 4,547,496	△ 8,808,779
滞納繰越分	市 民 税	39,003,758	2,215,060	40,114,300	3,143,007	△ 1,110,542	△ 927,947
	個 人	34,093,210	1,985,060	34,781,892	2,549,707	△ 688,682	△ 564,647
	法 人	4,910,548	230,000	5,332,408	593,300	△ 421,860	△ 363,300
	固 定 資 産 税	157,449,257	31,615,944	214,372,186	86,200,296	△ 56,922,929	△ 54,584,352
	固 定 資 産 税	157,449,257	31,615,944	214,372,186	86,200,296	△ 56,922,929	△ 54,584,352
	国有資産等所在市町村交付金	0	0	0	0	0	0
	軽 自 動 車 税	6,690,912	1,032,520	6,694,390	992,357	△ 3,478	40,163
	市 た ば こ 税	0	0	0	0	0	0
	入 湯 税	0	0	0	0	0	0
	計	203,143,927	34,863,524	261,180,876	90,335,660	△ 58,036,949	△ 55,472,136
合計	市 民 税	54,121,230	2,339,603	54,846,609	3,143,429	△ 725,379	△ 803,826
	個 人	47,543,782	2,109,603	48,204,801	2,550,129	△ 661,019	△ 440,526
	法 人	6,577,448	230,000	6,641,808	593,300	△ 64,360	△ 363,300
	固 定 資 産 税	219,382,248	31,615,944	280,840,636	95,118,796	△ 61,458,388	△ 63,502,852
	固 定 資 産 税	219,382,248	31,615,944	280,840,636	95,118,796	△ 61,458,388	△ 63,502,852
	国有資産等所在市町村交付金	0	0	0	0	0	0
	軽 自 動 車 税	9,169,012	1,032,520	9,569,690	1,006,757	△ 400,678	25,763
	市 た ば こ 税	0	0	0	0	0	0
	入 湯 税	0	0	0	0	0	0
	計	282,672,490	34,988,067	345,256,935	99,268,982	△ 62,584,445	△ 64,280,915

予算現額2,867,472千円に対して収入済額は3,013,456千円で、収入率は105.1%となってい

る。

また、調定額3,331,116千円に対する収納率は90.5%となっている。

前年度に対して収入済額は65,298千円減少している。

本年度の収入未済額は282,672千円であり、前年度に比べ62,584千円（18.1%）減少している。

また、前年度不納欠損額が99,269千円であるのに対し本年度は34,988千円である。不納欠損の主なものは固定資産税である。

第2款 地方譲与税

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	205,000,000	227,459,003	227,459,003	0	0	111.0	100.0
26	210,000,000	216,731,003	216,731,003	0	0	103.2	100.0
増減	△ 5,000,000	10,728,000	10,728,000	0	0	7.8	0.0

予算現額205,000千円に対して収入済額は227,459千円で、収入率は111.0%となっている。

また、調定額227,459千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は10,728千円増加している。

第3款 利子割交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	5,000,000	5,808,000	5,808,000	0	0	116.2	100.0
26	7,000,000	5,908,000	5,908,000	0	0	84.4	100.0
増減	△ 2,000,000	△ 100,000	△ 100,000	0	0	31.8	—

予算現額5,000千円に対して収入済額は5,808千円で、収入率は116.2%となっている。また、調定額5,808千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は100千円減少している。

第4款 配当割交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	8,000,000	17,475,000	17,475,000	0	0	218.4	100.0
26	5,000,000	24,815,000	24,815,000	0	0	496.3	100.0
増減	3,000,000	△ 7,340,000	△ 7,340,000	0	0	△ 277.9	—

予算現額8,000千円に対して収入済額は17,475千円で、収入率は218.4%となっている。また、調定額17,475千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は7,340千円減少している。

第5款 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	5,000,000	15,940,000	15,940,000	0	0	318.8	100.0
26	1,000,000	13,176,000	13,176,000	0	0	1,317.6	100.0
増減	4,000,000	2,764,000	2,764,000	0	0	△ 998.8	—

予算現額5,000千円に対して収入済額は15,940千円で、収入率は318.8%となっている。また、調定額15,940円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は2,764千円増加している。

第6款 地方消費税交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	450,000,000	553,677,000	553,677,000	0	0	123.0	100.0
26	300,000,000	318,366,000	318,366,000	0	0	106.1	100.0
増減	150,000,000	235,311,000	235,311,000	0	0	16.9	—

予算現額450,000千円に対して収入済額は553,677千円で、収入率は123.0%となっている。また、調定額553,677千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は235,311千円増加している。

第7款 ゴルフ場利用税交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	43,000,000	54,062,057	54,062,057	0	0	125.7	100.0
26	50,000,000	53,869,836	53,869,836	0	0	107.7	100.0
増減	△ 7,000,000	192,221	192,221	0	0	18.0	—

予算現額43,000千円に対して収入済額は54,062千円で、収入率は125.7%となっている。また、調定額54,062千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は192千円増加している。

第8款 自動車取得税交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	15,000,000	39,247,000	39,247,000	0	0	261.6	100.0
26	23,000,000	22,991,000	22,991,000	0	0	100.0	100.0
増減	△ 8,000,000	16,256,000	16,256,000	0	0	161.7	—

予算現額15,000千円に対して収入済額は39,247千円で、収入率は261.6%となっている。また、調定額39,247千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は16,256千円増加している。

第9款 地方特例交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	8,532,000	8,532,000	8,532,000	0	0	100.0	100.0
26	8,031,000	8,031,000	8,031,000	0	0	100.0	100.0
増減	501,000	501,000	501,000	0	0	—	—

予算現額8,532千円に対して収入済額は8,532千円で、収入率は100.0%となっている。また、調定額8,532千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は501千円増加している。

第10款 地方交付税

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	11,007,450,000	11,339,454,000	11,339,454,000	0	0	103.0	100.0
26	11,290,917,000	11,607,092,000	11,607,092,000	0	0	102.8	100.0
増減	△ 283,467,000	△ 267,638,000	△ 267,638,000	0	0	0.2	—

予算現額11,007,450千円に対して収入済額は11,339,454千円で、収入率は103.0%となっている。また、調定額11,339,454千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は267,638千円減少している。

第11款 交通安全対策特別交付金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	5,600,000	4,700,000	4,700,000	0	0	83.9	100.0
26	6,200,000	4,735,000	4,735,000	0	0	76.4	100.0
増減	△ 600,000	△ 35,000	△ 35,000	0	0	7.6	—

予算現額5,600千円に対して収入済額は4,700千円で、収入率は83.9%となっている。また、調定額4,700千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は35千円減少している。

第12款 分担金及び負担金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	216,186,000	216,164,589	214,187,941	21,000	1,955,648	99.1	99.1
26	234,531,000	236,990,928	235,395,878	0	1,595,050	100.4	99.3
増減	△ 18,345,000	△ 20,826,339	△ 21,207,937	21,000	360,598	△ 1.3	△ 0.2

予算現額216,186千円に対して収入済額は214,188千円で、収入率は99.1%となっている。また、調定額216,165千円に対する収納率は99.1%となっており

不納欠損額21千円が生じている。これは民生費負担金21千円である。

収入未済額1,956千円が生じている。これは災害復旧費分担金10千円と民生費負担金1,946千円である。

前年度に対して収入済額は21,208千円減少している。

第13款 使用料及び手数料

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	434,804,000	472,682,963	446,693,443	0	25,989,520	102.7	94.5
26	394,403,000	425,797,320	401,421,411	7,200	24,368,709	101.8	94.3
増減	40,401,000	46,885,643	45,272,032	△ 7,200	1,620,811	1.0	0.2

予算現額434,804千円に対して収入済額は446,693千円で、収入率は102.7%となっている。また、調定額472,683千円に対する収納率は94.5%となっており、収入未済額25,990千円が生じている。その主なものは、市営住宅使用料（滞納繰越分）20,502千円、（現年度分）3,980千円などである。

前年度に対して収入済額は45,272千円増加している。

第14款 国庫支出金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	1,884,281,000	1,550,676,900	1,550,676,900	0	0	82.3	100.0
26	2,421,951,000	2,225,689,370	2,225,689,370	0	0	91.9	100.0
増減	△ 537,670,000	△ 675,012,470	△ 675,012,470	0	0	△ 9.6	—

予算現額1,884,281千円に対して収入済額は1,550,677千円で、収入率は82.3%となっている。また、調定額1,550,677千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は675,012千円減少している。

第15款 県支出金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	1,179,290,000	1,117,823,455	1,117,823,455	0	0	94.8	100.0
26	1,159,576,000	1,013,262,913	1,013,262,913	0	0	87.4	100.0
増減	19,714,000	104,560,542	104,560,542	0	0	7.4	—

予算現額1,179,290千円に対して収入済額は1,117,823千円で、収入率は94.8%となっている。また、調定額1,117,823千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は104,561千円増加している。

第16款 財産収入

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	98,126,000	109,612,429	108,613,429	0	999,000	110.7	99.1
26	91,602,000	98,502,165	97,107,488	0	1,394,677	106.0	98.6
増減	6,524,000	11,110,264	11,505,941	0	△ 395,677	4.7	0.5

予算現額98,126千円に対して収入済額は108,613千円で、収入率は110.7%となっている。また、調定額109,612千円に対する収納率は99.1%となっており、収入未済額999千円が生じている。これは、土地建物貸付収入の未収999千円である。

前年度に対して収入済額は11,506千円増加している。

第17款 寄附金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	10,495,000	10,867,780	10,867,780	0	0	103.6	100.0
26	6,199,000	7,507,030	7,507,030	0	0	121.1	100.0
増減	4,296,000	3,360,750	3,360,750	0	0	△ 17.5	—

予算現額10,495千円に対して収入済額は10,868千円で、収入率は103.6%となっている。また、調定額10,868千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は3,361千円増加している。

第18款 繰入金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	28,402,000	28,310,680	28,310,680	0	0	99.7	100.0
26	75,502,000	73,305,005	73,305,005	0	0	97.1	100.0
増減	△ 47,100,000	△ 44,994,325	△ 44,994,325	0	0	2.6	—

予算現額28,402千円に対して収入済額は28,311千円で、収入率は99.7%となっている。また、調定額28,311千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は44,994千円減少している。

第19款 繰越金

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	521,082,000	521,082,788	521,082,788	0	0	100.0	100.0
26	552,800,000	552,800,177	552,800,177	0	0	100.0	100.0
増減	△ 31,718,000	△ 31,717,389	△ 31,717,389	0	0	0.0	—

予算現額521,082千円に対して収入済額は521,083千円で、収入率は100.0%となっている。
また、調定額521,083千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は31,717千円減少している。

第20款 諸収入

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	405,430,000	354,203,795	344,872,745	0	9,331,050	85.1	97.4
26	269,302,000	341,031,949	330,805,230	0	10,226,719	122.8	97.0
増減	136,128,000	13,171,846	14,067,515	0	△ 895,669	△ 37.8	0.4

予算現額405,430千円に対して収入済額は344,873千円で、収入率は85.1%となっている。
また、調定額354,204千円に対する収納率は97.4%となっており、収入未済額9,331千円が生じている。これは、給食事業収入70千円、雑入9,261千円である。

前年度に対して収入済額は14,068千円増加している。

第21款 市債

(単位：円・%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	収納率
27	2,641,424,000	2,227,424,000	2,227,424,000	0	0	84.3	100.0
26	2,962,977,000	2,884,677,000	2,884,677,000	0	0	97.4	100.0
増減	△ 321,553,000	△ 657,253,000	△ 657,253,000	0	0	△ 13.0	—

予算現額2,641,424千円に対して収入済額は2,227,424千円で、収入率は84.3%となっている。
また、調定額2,227,424千円に対する収納率は100.0%となっている。

前年度に対して収入済額は657,253千円減少している。

(3) 歳出

①決算の概況

歳出決算の状況を前年度と比較すると、次のとおりである。

一般会計歳出決算状況

(単位：円・%)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	増 減 率	
予 算 現 額	22,039,574,000	22,928,814,000	△ 889,240,000	△ 3.9	
支 出 済 額	20,560,714,022	22,052,196,022	△ 1,491,482,000	△ 6.8	
翌 年 度 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越	0	0	—	
	繰 越 明 許 費	776,957,000	303,845,000	473,112,000	155.7
	事 故 繰 越	0	0	0	—
	計	776,957,000	303,845,000	473,112,000	155.7
不 用 額	701,902,978	572,772,978	129,130,000	22.5	
予 算 対 比 (執 行 率)	93.3	96.2	△ 2.9	—	

歳出の決算状況は、予算現額22,039,574千円に対し、支出済額20,560,714千円で、前年度に比べ1,491,482千円(6.8%)の減額となる。

予算現額に対する執行率は93.3%となっており、翌年度繰越額を勘案すると96.8%となる。翌年度繰越額は776,957千円で、前年度に比べ473,112千円増加している。

また、不用額は701,903千円で前年度に比べ129,130千円(22.5%)も増加している。不用額の主なものは、障害者福祉費の扶助費42,064千円、生活保護費の扶助費98,676千円である。

②使途別決算状況

使 途 別 決 算 状 況

(単位：千円・%)

性 質 別		平成27年度		平成26年度		前年度対比	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減	増減率
義務的経費	人件費	3,608,547	17.5	3,658,379	16.6	△ 49,832	△ 1.4
	扶助費	2,183,608	10.6	2,285,895	10.4	△ 102,287	△ 4.5
	公債費	3,397,571	16.5	3,740,974	17.0	△ 343,403	△ 9.2
	小計	9,189,726	44.6	9,685,248	44.0	△ 495,522	△ 5.1
消費的経費	物件費	2,447,859	11.9	2,308,821	10.5	139,038	6.0
	維持補修費	177,118	0.9	161,144	0.7	15,974	9.9
	補助費等	3,500,061	17.0	3,088,138	14.0	411,923	13.3
	小計	6,125,038	29.8	5,558,103	25.2	566,935	10.2
投資的経費	普通建設事業費	1,698,057	8.3	3,372,105	15.3	△ 1,674,048	△ 49.6
	災害復旧事業費	46,464	0.2	35,404	0.1	11,060	31.2
	小計	1,744,521	8.5	3,407,509	15.4	△ 1,662,988	△ 48.8
その他経費	積立金	835,926	4.1	801,642	3.6	34,284	4.3
	投資及び出資金	754,069	3.7	767,653	3.5	△ 13,584	△ 1.8
	貸付金	5,040	0.0	4,095	0.0	945	23.1
	繰出金	1,906,394	9.3	1,827,946	8.3	78,448	4.3
	小計	3,501,429	17.1	3,401,336	15.4	100,093	2.9
合 計		20,560,714	100.0	22,052,196	100.0	△ 1,491,482	△ 6.8

歳出決算を使途別に分類すると、人件費は3,608,547千円で、前年度に比べて49,832千円(1.4%)減少している。これは、退職者の減少等によるものであり、歳出に占める割合は、17.5%となっている。

普通建設事業費は1,698,057千円で前年度に比べて1,674,048千円(49.6%)減少している。歳出に占める割合も8.3%となっており、前年度を7.0ポイント下回っている。

災害復旧事業費は46,464千円で前年度に比べて11,060千円(31.2%)増加している。

③款別決算状況

歳出の款別決算状況は、次のとおりである。

款別歳出決算総括表

(単位：円・%)

区分	平成27年度						平成26年度	前年度対比	
	予算現額	支出済額	繰越額	不用額	執行率	構成比	支出済額	増減	増減率
議会費	197,871,000	193,083,321	0	4,787,679	97.6	0.9	174,053,810	19,029,511	10.9
総務費	2,535,514,000	2,262,978,461	148,205,000	124,330,539	89.3	11.0	2,197,981,175	64,997,286	3.0
民生費	5,081,847,000	4,633,625,214	155,155,000	293,066,786	91.2	22.5	4,692,527,254	△ 58,902,040	△ 1.3
衛生費	1,573,575,000	1,498,917,123	0	74,657,877	95.3	7.3	2,902,084,404	△ 1,403,167,281	△ 48.4
労働費	49,000	49,000	0	0	100.0	0.0	49,000	0	—
農林水産業費	1,570,717,000	1,496,536,867	28,840,000	45,340,133	95.3	7.3	1,500,485,495	△ 3,948,628	△ 0.3
商工費	902,024,000	876,217,491	0	25,806,509	97.1	4.3	493,340,334	382,877,157	77.6
土木費	2,978,633,000	2,807,199,902	150,877,000	20,556,098	94.2	13.7	3,118,480,539	△ 311,280,637	△ 10.0
消防費	842,297,000	826,211,030	0	16,085,970	98.1	4.0	1,048,891,526	△ 222,680,496	△ 21.2
教育費	2,018,105,000	1,685,797,339	268,850,000	63,457,661	83.5	8.2	1,346,281,931	339,515,408	25.2
災害復旧費	74,364,000	46,464,460	25,030,000	2,869,540	62.5	0.2	35,404,462	11,059,998	31.2
公債費	3,398,477,000	3,397,571,135	0	905,865	100.0	16.5	3,740,973,906	△ 343,402,771	△ 9.2
諸支出金	836,101,000	836,062,679	0	38,321	100.0	4.1	801,642,186	34,420,493	4.3
予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	0.0	—	0	0	—
合計	22,039,574,000	20,560,714,022	776,957,000	701,902,978	93.3	100.0	22,052,196,022	△ 1,491,482,000	△ 6.8

支出済額は前年度に比べ1,491,482千円(6.8%)減少している。これは商工費、教育費等が増額になったものの衛生費、土木費、消防費、公債費等が減額となったものである。

款別支出済額では民生費が4,633,625千円(構成比22.5%)で最も多く、次いで公債費3,397,571千円(構成比16.5%)、土木費2,807,200千円(構成比13.7%)となっている。

第1款 議会費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
議会費	197,871,000	193,083,321	0	4,787,679	97.6	174,053,810	19,029,511	10.9

支出済額は193,083千円で、前年度に対して19,030千円増加している。予算現額197,871千円に対する執行率は、97.6%である。

第2款 総務費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
総務管理費	2,148,425,000	1,898,994,223	141,050,000	108,380,777	88.4	1,869,452,433	29,541,790	1.6
徴税費	222,754,000	210,238,212	0	12,515,788	94.4	187,723,005	22,515,207	12.0
戸籍住民基本台帳費	110,312,000	101,882,773	7,155,000	1,274,227	92.4	79,047,114	22,835,659	28.9
選挙費	14,110,000	13,008,488	0	1,101,512	92.2	29,381,306	△ 16,372,818	△55.7
統計調査費	14,440,000	14,411,262	0	28,738	99.8	9,676,916	4,734,346	48.9
監査委員費	25,473,000	24,443,503	0	1,029,497	96.0	22,700,401	1,743,102	7.7
合計	2,535,514,000	2,262,978,461	148,205,000	124,330,539	89.3	2,197,981,175	64,997,286	3.0

支出済額は、2,262,978千円で、前年度に対して64,997千円増加している。予算現額2,535,514千円に対する執行率は89.3%で、翌年度繰越額を含めると、95.1%となる。

第3款 民生費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
社会福祉費	3,274,172,000	2,966,432,369	155,155,000	152,584,631	90.6	2,899,219,134	67,213,235	2.3
児童福祉費	1,293,447,000	1,253,704,361	0	39,742,639	96.9	1,290,188,823	△ 36,484,462	△ 2.8
生活保護費	511,034,000	410,746,222	0	100,287,778	80.4	500,544,984	△ 89,798,762	△ 17.9
国民年金事務取扱費	2,194,000	2,142,262	0	51,738	97.6	2,074,313	67,949	3.3
災害救助費	1,000,000	600,000	0	400,000	60.0	500,000	100,000	20.0
合計	5,081,847,000	4,633,625,214	155,155,000	293,066,786	91.2	4,692,527,254	△ 58,902,040	△ 1.3

支出済額は、4,633,625千円で、前年度に対して58,902千円減少している。予算現額5,081,847千円に対する執行率は、91.2%で、翌年度繰越額を含めると、94.2%となる。

第4款 衛生費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
保健衛生費	721,750,000	687,896,679	0	33,853,321	95.3	734,163,827	△ 46,267,148	△ 6.3
清掃費	585,435,000	562,657,444	0	22,777,556	96.1	1,894,718,577	△ 1,332,061,133	△ 70.3
水道費	266,390,000	248,363,000	0	18,027,000	93.2	273,202,000	△ 24,839,000	△ 9.1
合計	1,573,575,000	1,498,917,123	0	74,657,877	95.3	2,902,084,404	△ 1,403,167,281	△ 48.4

支出済額は、1,498,917千円で、前年度に対して1,403,167千円減少している。予算現額1,573,575千円に対する執行率は、95.3%となる。

第5款 労働費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
労働諸費	49,000	49,000	0	0	100.0	49,000	0	—

支出済額は、49千円で、前年度と同額である。予算現額49千円に対する執行率は、100%である。

第6款 農林水産業費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
農業費	1,285,768,000	1,230,762,237	28,840,000	26,165,763	95.7	1,270,051,034	△ 39,288,797	△ 3.1
林業費	284,949,000	265,774,630	0	19,174,370	93.3	230,434,461	35,340,169	15.3
合計	1,570,717,000	1,496,536,867	28,840,000	45,340,133	95.3	1,500,485,495	△ 3,948,628	△ 0.3

支出済額は、1,496,537千円で、前年度に対して3,949千円減少している。予算現額1,570,717千円に対する執行率は、95.3%で、翌年繰越額を含めると、97.1%となる。

第7款 商工費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
商工費	902,024,000	876,217,491	0	25,806,509	97.1	493,340,334	382,877,157	77.6

支出済額は、876,217千円で、前年度に対して382,877千円増加している。予算現額902,024千円に対する執行率は、97.1%である。

第8款 土木費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
土木管理費	255,245,000	251,475,232	0	3,769,768	98.5	224,111,466	27,363,766	12.2
道路橋梁費	671,465,000	545,184,120	116,877,000	9,403,880	81.2	681,468,808	△ 136,284,688	△ 20.0
河川費	8,000,000	5,527,440	0	2,472,560	69.1	4,941,000	586,440	11.9
都市計画費	210,476,000	175,439,034	34,000,000	1,036,966	83.4	121,575,981	53,863,053	44.3
下水道費	1,779,800,000	1,779,800,000	0	0	100.0	1,851,116,000	△ 71,316,000	△ 3.9
住宅費	53,647,000	49,774,076	0	3,872,924	92.8	235,267,284	△ 185,493,208	△ 78.8
合計	2,978,633,000	2,807,199,902	150,877,000	20,556,098	94.2	3,118,480,539	△ 311,280,637	△ 10.0

支出済額は、2,807,200千円で、前年度に対して311,281千円減少している。予算現額2,978,633千円に対する執行率は、94.2%で、翌年度繰越額を含めると99.3%となる。

第9款 消防費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
消 防 費	842,297,000	826,211,030	0	16,085,970	98.1	1,048,891,526	△ 222,680,496	△ 21.2

支出済額は、826,211千円で、前年度に対して222,680千円減少している。予算現額842,297千円に対する執行率は、98.1%である。

第10款 教育費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
教 育 総 務 費	834,166,000	560,056,315	268,850,000	5,259,685	67.1	231,899,425	328,156,890	141.5
小 学 校 費	210,258,000	199,109,288	0	11,148,712	94.7	274,364,236	△ 75,254,948	△ 27.4
中 学 校 費	166,750,000	156,069,251	0	10,680,749	93.6	146,067,083	10,002,168	6.8
幼 稚 園 費	105,107,000	102,492,818	0	2,614,182	97.5	112,908,273	△ 10,415,455	△ 9.2
社 会 教 育 費	162,955,000	154,384,557	0	8,570,443	94.7	135,651,448	18,733,109	13.8
保 健 体 育 費	538,869,000	513,685,110	0	25,183,890	95.3	445,391,466	68,293,644	15.3
合 計	2,018,105,000	1,685,797,339	268,850,000	63,457,661	83.5	1,346,281,931	339,515,408	25.2

支出済額は、1,685,797千円で、前年度に対して339,515千円増加している。予算現額2,018,105千円に対する執行率は、83.5%で、翌年度繰越額を含めると96.9%となる。

第11款 災害復旧費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
農林水産業施設災害復旧費	19,987,000	17,628,688	0	2,358,312	88.2	2,354,400	15,274,288	648.8
公共土木施設災害復旧費	54,377,000	28,835,772	25,030,000	511,228	53.0	33,050,062	△ 4,214,290	△ 12.8
合 計	74,364,000	46,464,460	25,030,000	2,869,540	62.5	35,404,462	11,059,998	31.2

支出済額は、46,464千円で、前年度に対して11,060千円増加している。予算現額74,364千円に対する執行率は、62.5%で、翌年度繰越額を含めると、96.1%である。

第12款 公債費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
公債費	3,398,477,000	3,397,571,135	0	905,865	100.0	3,740,973,906	△ 343,402,771	△ 9.2

支出済額は、3,397,571千円で、前年度に対して343,403千円減少している。予算現額3,398,477千円に対する執行率は、100.0%である。

第13款 諸支出金

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
基金費	836,101,000	836,062,679	0	38,321	100.0	801,642,186	34,420,493	4.3

支出済額は、836,063千円で、前年度に対して34,420千円増加している。予算現額836,101千円に対する執行率は、100.0%である。

第14款 予備費

(単位：円・%)

項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度決算額	増減	増減率
予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	—	0	0	—

支出済額は今年度、前年度ともに0円である。

3 特別会計

(1) 決算概要

平成27年度特別会計の決算の状況は、

予算現額	10,564,827,000円
歳入総額	10,327,500,520円（予算収入率 97.8%）
歳出総額	10,142,451,594円（予算執行率 96.0%）
差 引	185,048,926円となっている。

特別会計の各会計の歳入歳出決算状況は、次表のとおりである。

特別会計決算総括表

（単位：円・%）

会計区分	予算現額	歳 入		歳 出		歳入歳出差引額
		決算額	予算 対比	決算額	予算 対比	
国民健康保険（事業勘定）	4,290,742,000	4,212,808,836	98.2	4,203,652,888	98.0	9,155,948
国民健康保険（作東診療所直診勘定）	110,541,000	109,862,188	99.4	95,720,951	86.6	14,141,237
国民健康保険（福山診療所直診勘定）	14,454,000	14,435,273	99.9	10,172,998	70.4	4,262,275
介護保険（保険事業勘定）	4,443,339,000	4,318,737,399	97.2	4,205,375,813	94.6	113,361,586
介護保険（介護サービス事業勘定）	24,495,000	22,303,767	91.1	21,343,121	87.1	960,646
簡 易 水 道	652,655,000	623,900,267	95.6	623,043,482	95.5	856,785
住宅新築資金等貸付事業	26,728,000	34,735,465	130.0	24,735,355	92.5	10,000,110
公 園 墓 地 事 業	1,039,000	1,040,085	100.1	870,335	83.8	169,750
都市と農村の交流施設	8,169,000	7,506,318	91.9	7,370,914	90.2	135,404
老人保健施設事業	291,404,000	288,305,356	98.9	273,192,283	93.8	15,113,073
矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金	16,438,000	17,912,871	109.0	5,780,000	35.2	12,132,871
武 蔵 の 里	195,841,000	195,447,135	99.8	194,253,018	99.2	1,194,117
後 期 高 齢 者 医 療	397,831,000	388,872,083	97.7	386,113,686	97.1	2,758,397
愛 の 村 パ ー ク	91,151,000	91,633,477	100.5	90,826,750	99.6	806,727
合 計	10,564,827,000	10,327,500,520	97.8	10,142,451,594	96.0	185,048,926

各会計別では、予算規模は介護保険特別会計（保険事業勘定）が最も大きく、次いで国民健康保険特別会計（事業勘定）、簡易水道特別会計、後期高齢者医療特別会計となっている。

各会計別の決算収支の状況は、次表のとおりである。

特別会計決算収支状況

(単位：円)

会計別	歳入歳出差引額 (形式収支)	翌年度に繰り 超すべき財源	実質収支	前年度 実質収支	単年度収支
国民健康保険(事業勘定)	9,155,948	0	9,155,948	87,976,504	△ 78,820,556
国民健康保険(作東診療所直診勘定)	14,141,237	0	14,141,237	23,352,433	△ 9,211,196
国民健康保険(福山診療所直診勘定)	4,262,275	0	4,262,275	3,370,610	891,665
介護保険(保険事業勘定)	113,361,586	0	113,361,586	87,898,242	25,463,344
介護保険(介護サービス事業勘定)	960,646	0	960,646	1,263,967	△ 303,321
簡易水道	856,785	0	856,785	38,199	818,586
住宅新築資金等貸付事業	10,000,110	0	10,000,110	14,109,134	△ 4,109,024
公園墓地事業	169,750	0	169,750	357,956	△ 188,206
都市と農村の交流施設	135,404	0	135,404	196,974	△ 61,570
老人保健施設事業	15,113,073	0	15,113,073	15,923,316	△ 810,243
矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金	12,132,871	0	12,132,871	9,363,030	2,769,841
武蔵の里	1,194,117	0	1,194,117	2,871,501	△ 1,677,384
後期高齢者医療	2,758,397	0	2,758,397	2,111,860	646,537
愛の村パーク	806,727	0	806,727	741,116	65,611
合計	185,048,926	0	185,048,926	249,574,842	△ 64,525,916

本年度の特別会計全体の実質収支では、185,049千円の黒字となっているが、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、64,526千円の赤字となっている。

なお、特別会計における歳入決算額には一般会計からの繰入金を含み、特別会計11会計のうち7会計が繰入れを受けており、その状況を会計別に示すと、次表のとおりとなる。

一般会計からの繰入金の状況

(単位：円・%)

会計区分	歳 入		
	決算総額	繰 入 金	
		金 額	繰入比率
国民健康保険(事業勘定)	4,212,808,836	273,283,829	6.5
国民健康保険(作東診療所直診勘定)	109,862,188	24,063,000	21.9
国民健康保険(福山診療所直診勘定)	14,435,273	9,174,000	63.6
介護保険(保険事業勘定)	4,318,737,399	576,138,000	13.3
介護保険(介護サービス事業勘定)	22,303,767	0	—
簡 易 水 道	623,900,267	246,000,000	39.4
住宅新築資金等貸付事業	34,735,465	0	—
公 園 墓 地 事 業	1,040,085	0	—
都市と農村の交流施設	7,506,318	0	—
老人保健施設事業	288,305,356	377,000	0.1
矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金	17,912,871	0	—
武 蔵 の 里	195,447,135	79,325,000	40.6
後期高齢者医療	388,872,083	156,176,229	40.2
愛 の 村 パ ー ク	91,633,477	45,318,000	49.5
合 計	10,327,500,520	1,409,855,058	13.7

一般会計からの繰入金総額は1,409,855千円で、特別会計の歳入決算額の13.7%を占めている。

繰入額は介護保険特別会計(保険事業勘定)の576,138千円が最も多くなっている。

また、歳入決算額に占める繰入額の割合は、国民健康保険特別会計(福山診療所直診勘定)が63.6%と最も高くなっている。

【参考】観光施設への繰入金状況

(単位：円)

区 分	武 蔵 の 里		愛 の 村 パ ー ク	
	繰 入 額	増減(対前年度)	繰 入 金	増減(対前年度)
平成27年度	79,325,000	19,304,000	45,318,000	8,574,000
平成26年度	60,021,000	5,472,000	36,744,000	1,768,000
平成25年度	54,549,000	△7,385,000	34,976,000	△955,000

(2) 各会計の概要

① 美作市国民健康保険特別会計

《事業勘定》

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
国民健康保険税	562,058,000	757,554,544	584,144,989	9,170,765	164,238,790	103.9	13.9
使用料及び手数料	150,000	373,300	373,300	0	0	248.9	0.0
国庫支出金	944,422,000	978,054,229	978,054,229	0	0	103.6	23.2
療養給付費等交付金	156,163,000	195,527,698	195,527,698	0	0	125.2	4.6
前期高齢者交付金	911,225,000	911,225,619	911,225,619	0	0	100.0	21.6
県支出金	199,317,000	184,696,864	184,696,864	0	0	92.7	4.4
共同事業交付金	835,788,000	924,544,074	924,544,074	0	0	110.6	21.9
財産収入	759,000	733,286	733,286	0	0	96.6	0.0
繰入金	585,089,000	333,283,829	333,283,829	0	0	57.0	7.9
繰越金	87,976,000	87,976,504	87,976,504	0	0	100.0	2.1
諸収入	7,795,000	14,477,469	12,248,444	0	2,229,025	157.1	0.3
合 計	4,290,742,000	4,388,447,416	4,212,808,836	9,170,765	166,467,815	98.2	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総 務 費	48,530,000	45,872,866	0	2,657,134	94.5	1.1
保 険 給 付 費	2,763,044,000	2,697,127,686	0	65,916,314	97.6	64.2
後期高齢者支援金等	391,530,000	391,525,879	0	4,121	100.0	9.3
前期高齢者納付金等	263,000	260,048	0	2,952	98.9	0.0
老人保健拠出金	30,000	19,507	0	10,493	65.0	0.0
介護納付金	163,722,000	163,356,140	0	365,860	99.8	3.9
共同事業拠出金	803,613,000	803,591,648	0	21,352	100.0	19.1
保健事業費	48,915,000	40,006,570	0	8,908,430	81.8	1.0
基金積立金	761,000	733,286	0	27,714	96.4	0.0
公 債 費	90,000	0	0	90,000	—	—
諸 支 出 金	65,244,000	61,159,258	0	4,084,742	93.7	1.5
予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	—	—
合 計	4,290,742,000	4,203,652,888	0	87,089,112	98.0	100.0

歳入歳出予算現額は4,290,742千円で、これに対する歳入決算額は4,212,809千円（収入率98.2%）、歳出決算額は4,203,653千円（執行率98.0%）となっており、歳入歳出差引額は9,156千円となっている。

また、歳入においては不納欠損額9,171千円、収入未済額166,468千円が生じている。これは、国民健康保険税と諸収入によるものである。

《作東診療所直診勘定》

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
診 療 収 入	62,761,000	62,073,968	62,073,968	0	0	98.9	56.5
使用料及び手数料	104,000	121,692	121,692	0	0	117.0	0.1
財 産 収 入	110,000	110,392	110,392	0	0	100.4	0.1
繰 入 金	24,063,000	24,063,000	24,063,000	0	0	100.0	21.9
繰 越 金	23,352,000	23,352,433	23,352,433	0	0	100.0	21.3
諸 収 入	151,000	140,703	140,703	0	0	93.2	0.1
合 計	110,541,000	109,862,188	109,862,188	0	0	99.4	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総 務 費	37,833,000	34,924,441	0	2,908,559	92.3	36.5
医 業 費	35,084,000	32,604,395	0	2,479,605	92.9	34.1
公 債 費	28,087,000	28,081,723	0	5,277	100.0	29.3
諸 支 出 金	111,000	110,392	0	608	99.5	0.1
予 備 費	9,426,000	0	0	9,426,000	—	—
合 計	110,541,000	95,720,951	0	14,820,049	86.6	100.0

歳入歳出予算現額は110,541千円で、これに対する歳入決算額は109,862千円（収入率99.4%）、歳出決算額は95,721千円（執行率86.6%）となっており、歳入歳出差引額は14,141千円の黒字となっている。

《福山診療所直診勘定》

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
診 療 収 入	1,909,000	1,889,854	1,889,854	0	0	99.0	13.1
繰 入 金	9,174,000	9,174,000	9,174,000	0	0	100.0	63.6
繰 越 金	3,370,000	3,370,610	3,370,610	0	0	100.0	23.3
諸 収 入	1,000	809	809	0	0	80.9	0.0
合 計	14,454,000	14,435,273	14,435,273	0	0	99.9	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総 務 費	9,035,000	8,805,919	0	229,081	97.5	86.6
医 業 費	1,738,000	1,321,479	0	416,521	76.0	13.0
公 債 費	46,000	45,600	0	400	99.1	0.4
予 備 費	3,635,000	0	0	3,635,000	—	—
合 計	14,454,000	10,172,998	0	4,281,002	70.4	100.0

歳入歳出予算現額は 14,454 千円で、これに対する歳入決算額は 14,435 千円（収入率 99.9%）、歳出決算額は 10,173 千円（執行率 70.4%）となっており、歳入歳出差引額は 4,262 千円の黒字となっている。

② 美作市介護保険特別会計

《保険事業勘定》

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
保 険 料	787,000,000	803,957,435	787,685,270	3,359,000	12,913,165	100.1	18.2
分担金及び負担金	1,725,000	1,665,000	1,665,000	0	0	96.5	0.0
使用料及び手数料	100,000	90,200	90,200	0	0	90.2	0.0
国 庫 支 出 金	1,156,527,000	1,116,578,500	1,116,578,500	0	0	96.5	25.9
支 払 基 金 交 付 金	1,161,273,000	1,122,350,885	1,122,350,885	0	0	96.6	26.0
県 支 出 金	629,126,000	610,249,477	610,249,477	0	0	97.0	14.1
財 産 収 入	14,000	14,915	14,915	0	0	106.5	0.0
繰 入 金	602,454,000	576,138,000	576,138,000	0	0	95.6	13.3
繰 越 金	87,898,000	87,898,242	87,898,242	0	0	100.0	2.0
諸 収 入	17,222,000	16,071,710	16,066,910	0	4,800	93.3	0.4
合 計	4,443,339,000	4,335,014,364	4,318,737,399	3,359,000	12,917,965	97.2	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総 務 費	67,909,000	63,826,636	0	4,082,364	94.0	1.5
保 険 給 付 費	4,118,000,000	3,966,247,332	0	151,752,668	96.3	94.3
地 域 支 援 事 業 費	125,071,000	107,833,655	0	17,237,345	86.2	2.6
基 金 積 立 金	30,015,000	30,014,915	0	85	100.0	0.7
諸 支 出 金	38,685,000	37,453,275	0	1,231,725	96.8	0.9
予 備 費	63,659,000	0	0	63,659,000	—	—
合 計	4,443,339,000	4,205,375,813	0	237,963,187	94.6	100.0

歳入歳出予算現額は4,443,339千円で、これに対する歳入決算額は4,318,737千円（収入率97.2%）、歳出決算額は4,205,376千円（執行率94.6%）となっており、歳入歳出差引額は113,361千円の黒字となっている。

また、歳入においては不納欠損額3,359千円、収入未済額12,918千円が生じている。これは、現年・過年度分の普通徴収保険料と諸収入によるものである。

《介護サービス事業勘定》

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
サービス収入	20,412,000	21,031,160	21,031,160	0	0	103.0	94.3
繰入金	2,810,000	0	0	0	0	—	—
繰越金	1,263,000	1,263,967	1,263,967	0	0	100.1	5.7
諸収入	10,000	8,640	8,640	0	0	86.4	0.0
合 計	24,495,000	22,303,767	22,303,767	0	0	91.1	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
サービス事業費	23,232,000	21,343,121	0	1,888,879	91.9	100.0
予備費	1,263,000	0	0	1,263,000	—	—
合 計	24,495,000	21,343,121	0	3,151,879	87.1	100.0

歳入歳出予算現額は 24,495 千円で、これに対する歳入決算額は 22,304 千円（収入率 91.1%）、歳出決算額は 21,343 千円（執行率 87.1%）となっており、歳入歳出差引額は 961 千円の黒字となっている。

③ 美作市簡易水道特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
分担金及び負担金	1,082,000	1,312,600	1,224,600	0	88,000	113.2	0.2
使用料及び手数料	135,700,000	142,194,683	139,153,123	0	3,041,560	102.5	22.3
国庫支出金	48,072,000	48,072,000	48,072,000	0	0	100.0	7.7
財産収入	39,000	39,934	39,934	0	0	102.4	0.0
繰入金	264,027,000	246,000,000	246,000,000	0	0	93.2	39.4
繰越金	38,000	38,199	38,199	0	0	100.5	0.0
諸収入	12,097,000	8,972,411	8,972,411	0	0	74.2	1.4
市債	191,600,000	180,400,000	180,400,000	0	0	94.2	28.9
合 計	652,655,000	627,029,827	623,900,267	0	3,129,560	95.6	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総 務 費	148,974,000	132,107,805	0	16,866,195	88.7	21.2
事 業 費	229,754,000	218,707,560	0	11,046,440	95.2	35.1
公 債 費	268,306,000	267,407,137	0	898,863	99.7	42.9
諸 支 出 金	4,821,000	4,820,980	0	20	100.0	0.8
予 備 費	800,000	0	0	800,000	—	—
合 計	652,655,000	623,043,482	0	29,611,518	95.5	100.0

歳入歳出予算現額は652,655千円で、これに対する歳入決算額は623,900千円（収入率95.6%）、歳出決算額は623,043千円（執行率95.5%）となっており、歳入歳出差引額は857千円の黒字となっている。

また、歳入においては収入未済額3,130千円が生じている。これは、簡易水道事業費分担金、簡易水道使用料によるものである。

④ 美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
県 支 出 金	1,344,000	1,189,000	1,189,000	0	0	88.5	3.4
財 産 収 入	72,000	72,847	72,847	0	0	101.2	0.2
繰 越 金	14,109,000	14,109,134	14,109,134	0	0	100.0	40.6
諸 収 入	11,203,000	439,490,268	19,364,484	0	420,125,784	172.9	55.7
合 計	26,728,000	454,861,249	34,735,465	0	420,125,784	130.0	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総 務 費	21,777,000	20,285,187	0	1,491,813	93.1	82.0
公 債 費	4,451,000	4,450,168	0	832	100.0	18.0
予 備 費	500,000	0	0	500,000	—	—
合 計	26,728,000	24,735,355	0	1,992,645	92.5	100.0

歳入歳出予算現額は 26,728 千円で、これに対する歳入決算額は 34,735 千円（収入率 130.0%）、歳出決算額は 24,735 千円（執行率 92.5%）となっており、歳入歳出差引額は 10,000 千円の黒字となっている。

また、歳入においては収入未済額 420,126 千円が生じている。これは、住宅新築資金等貸付金元利収入の未収によるものである。

⑤ 美作市公園墓地事業特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
使用料及び手数料	625,000	625,000	625,000	0	0	100.0	60.1
財 産 収 入	55,000	55,881	55,881	0	0	101.6	5.4
繰 越 金	357,000	357,956	357,956	0	0	100.3	34.4
諸 収 入	2,000	1,248	1,248	0	0	62.4	0.1
合 計	1,039,000	1,040,085	1,040,085	0	0	100.1	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
管 理 費	958,000	789,454	0	168,546	82.4	90.7
諸 支 出 金	81,000	80,881	0	119	99.9	9.3
合 計	1,039,000	870,335	0	168,665	83.8	100.0

歳入歳出予算現額は 1,039 千円で、これに対する歳入決算額は 1,040 千円（収入率 100.1%）、歳出決算額は 870 千円（執行率 83.8%）となっており、歳入歳出差引額は 170 千円の黒字となっている。

⑥ 美作市都市と農村の交流施設特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
使用料及び手数料	3,248,000	3,406,400	2,961,400	0	445,000	91.2	39.5
財 産 収 入	4,000	4,656	4,656	0	0	116.4	0.1
繰 越 金	196,000	196,974	196,974	0	0	100.5	2.6
諸 収 入	3,521,000	3,143,288	3,143,288	0	0	89.3	41.9
繰 入 金	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0	0	100.0	16.0
合 計	8,169,000	7,951,318	7,506,318	0	445,000	91.9	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
施 設 管 理 費	8,114,000	7,366,258	0	747,742	90.8	99.9
諸 支 出 金	5,000	4,656	0	344	93.1	0.1
予 備 費	50,000	0	0	50,000	—	—
合 計	8,169,000	7,370,914	0	798,086	90.2	100.0

歳入歳出予算現額は8,169千円で、これに対する歳入決算額は7,506千円（収入率91.9%）、歳出決算額は7,371千円（執行率90.2%）となっており、歳入歳出差引額は135千円の黒字となっている。

また、歳入においては収入未済額445千円が生じている。これは、ガレージ使用料の未収によるものである。

⑦ 美作市老人保健施設事業特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
介護保険収入	216,332,000	212,513,334	212,513,334	0	0	98.2	73.7
使用料及び手数料	52,822,000	53,411,204	53,296,354	0	114,850	100.9	18.5
繰入金	377,000	377,000	377,000	0	0	100.0	0.1
繰越金	15,923,000	15,923,316	15,923,316	0	0	100.0	5.5
諸収入	5,950,000	6,195,352	6,195,352	0	0	104.1	2.1
合 計	291,404,000	288,420,206	288,305,356	0	114,850	98.9	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総務費	210,027,000	203,273,766	0	6,753,234	96.8	74.4
医療費	23,281,000	20,948,125	0	2,332,875	90.0	7.7
指定居宅介護支援事業費	18,566,000	17,626,587	0	939,413	94.9	6.5
公債費	31,345,000	31,343,805	0	1,195	100.0	11.5
予備費	8,185,000	0	0	8,185,000	—	—
合 計	291,404,000	273,192,283	0	18,211,717	93.8	100.0

歳入歳出予算現額は291,404千円で、これに対する歳入決算額は288,305千円（収入率98.9%）、歳出決算額は273,192千円（執行率93.8%）となっており、歳入歳出差引額は15,113千円の黒字となっている。

また、歳入においては収入未済額115千円が生じている。これは、使用料の未収繰越分によるものである。

⑧ 矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
財 産 収 入	84,000	84,374	84,374	0	0	100.4	0.5
繰 越 金	9,363,000	9,363,030	9,363,030	0	0	100.0	52.3
諸 収 入	6,991,000	12,994,467	8,465,467	0	4,529,000	121.1	47.3
合 計	16,438,000	22,441,871	17,912,871	0	4,529,000	109.0	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
教 育 費	5,790,000	5,780,000	0	10,000	99.8	100.0
予 備 費	10,648,000	0	0	10,648,000	—	—
合 計	16,438,000	5,780,000	0	10,658,000	35.2	100.0

歳入歳出予算現額は16,438千円で、これに対する歳入決算額は17,913千円（収入率109.0%）、歳出決算額は5,780千円（執行率35.2%）となっており、歳入歳出差引額は12,133千円の黒字となっている。

また、歳入においては収入未済額4,529千円が生じている。これは、貸付金元利収入の未収によるものである。

⑨ 美作市武蔵の里特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
事 業 収 入	109,703,000	109,236,325	109,236,325	0	0	99.6	55.9
事 業 外 収 入	3,942,000	4,014,309	4,014,309	0	0	101.8	2.1
繰 入 金	79,325,000	79,325,000	79,325,000	0	0	100.0	40.6
繰 越 金	2,871,000	2,871,501	2,871,501	0	0	100.0	1.5
合 計	195,841,000	195,447,135	195,447,135	0	0	99.8	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
事業費用	188,291,000	187,014,040	0	1,276,960	99.3	96.3
事業外費用	7,550,000	7,238,978	0	311,022	95.9	3.7
合 計	195,841,000	194,253,018	0	1,587,982	99.2	100.0

歳入歳出予算現額は195,841千円で、これに対する歳入決算額は195,447千円（収入率99.8%）、歳出決算額は194,253千円（執行率99.2%）となっており、歳入歳出差引額は1,194千円の黒字となっている。

⑩ 美作市後期高齢者医療特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
後期高齢者医療保険料	236,768,000	230,025,000	228,030,294	91,700	1,903,006	96.3	58.6
使用料及び手数料	50,000	49,100	49,100	0	0	98.2	0.0
繰 入 金	156,177,000	156,176,229	156,176,229	0	0	100.0	40.2
繰 越 金	2,111,000	2,111,860	2,111,860	0	0	100.0	0.5
諸 収 入	824,000	603,600	603,600	0	0	73.3	0.2
国庫支出金	1,901,000	1,901,000	1,901,000	0	0	100.0	0.5
合 計	397,831,000	390,866,789	388,872,083	91,700	1,903,006	97.7	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
総 務 費	9,444,000	7,549,841	0	1,894,159	79.9	2.0
後期高齢者医療広域連合納付金	385,307,000	376,324,323	0	8,982,677	97.7	97.5
諸 支 出 金	2,480,000	2,239,522	0	240,478	90.3	0.6
予 備 費	600,000	0	0	600,000	—	—
合 計	397,831,000	386,113,686	0	11,717,314	97.1	100.0

歳入歳出予算現額は397,831千円で、これに対する歳入決算額は388,872千円（収入率97.7%）、歳出決算額は386,114千円（執行率97.1%）となっており、歳入歳出差引額は2,758千円の黒字となっている。

また、歳入においては不納欠損額 92 千円、収入未済額 1,903 千円が生じている。これは、後期高齢者医療保険料の未収によるものである。

⑪ 美作市愛の村パーク特別会計

歳入及び歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(歳入)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	歳入比率	
						予算対比	構成比率
事業収入	42,090,000	45,573,835	45,573,835	0	0	108.3	49.7
事業外収入	2,000	526	526	0	0	26.3	0.0
繰入金	48,318,000	45,318,000	45,318,000	0	0	93.8	49.5
繰越金	741,000	741,116	741,116	0	0	100.0	0.8
合 計	91,151,000	91,633,477	91,633,477	0	0	100.5	100.0

(歳出)

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	歳出比率	
					予算対比	構成比率
事業費用	91,151,000	90,826,750	0	324,250	99.6	100.0
合 計	91,151,000	90,826,750	0	324,250	99.6	100.0

歳入歳出予算額は 91,151 千円でこれに対する歳入決算額は 91,633 千円（収入率 100.5%）、歳出決算額は 90,827 千円（執行率 99.6%）となっており、歳入歳出差引額は 807 千円の黒字となっている。

4 財産に関する調書

財産の決算年度中の増減及び年度末状況は、次表のとおりである。

(1) 公有財産

区 分	単位	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土地（山林含む）	m ²	21,799,487	6,709	21,806,196
建 物	m ²	264,825	△ 52	264,773
山 林	面 積	17,575,524	0	17,575,524
	立木の推定蓄積量	m ³	305,969	△ 1,060
有 価 証 券	千円	144,888	0	144,888
出 資 に よ る 権 利 （ 一 般 会 計 ）	千円	1,152,626	0	1,152,626
出 資 に よ る 権 利 （ 特 別 会 計 ）	千円	679	0	679

※清算手続き中の東栗倉工房株式会社(有価証券)及び株式会社雲海(出資による権利)の現在高は額面金額で算出されているが、現在の東栗倉工房株式会社及び株式会社雲海の状況においてはその財産価値に疑義がある。

(2) 物品

(単位：台)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
車 輛 等	431	1	432

(3) 債権

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
一 般 会 計	27,827	△ 626	27,201
特 別 会 計	84,821	△ 14,778	70,043

5 基金の運用状況

一般会計の基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
美作市財政調整基金	4,842,122	1,422,530	6,264,652
美作市減債基金	1,369,786	1,349	1,371,135
美作市国際都市交流基金	50,979	50	51,029
美作市ふるさと創生基金	790,527	778	791,305
美作市土地開発公社基金	16,202	15	16,217
美作市特定施設運営基金	69,753	68	69,821
美作市土地開発基金(現金)	239,297	137	239,434
美作市土地開発基金(土地)	230,797	0	230,797
英田小学校、英田中学校教育施設整備基金	54,456	54	54,510
第三セクター「東粟倉特産物販売有限公司」運営基金	20,413	20	20,433
美作市地域振興基金	3,625,979	5,008	3,630,987
ふるさと美作応援基金	2,311	4,412	6,723
美作市公共施設整備基金	2,299,789	2,375	2,302,164
美作市広葉樹の森基金	7,457	△ 6,387	1,070
合 計	13,619,868	1,430,409	15,050,277

※美作市特定施設運営基金の前年度末現在高は、美作市ケーブルテレビ運営基金、バレンタインホテル運営基金、大芦高原国際交流の村運営基金及び常備消防施設整備基金の平成26年度末残高の合計である。

※美作市土地開発基金は、土地取得特別会計廃止に伴い一般会計へ計上してある。前年度末現在高は、土地取得特別会計廃止時点の残高を継承してある。

※美作市地域振興基金の前年度末現在高には、美作市高齢者福祉基金及び美作市水と土保全基金の平成26年度末残高を含んである。

※美作市公共施設整備基金の前年度末現在高には、美作市環境整備基金の平成26年度末残高を含んである。

※美作市広葉樹の森基金の前年度末現在高は、美作市どんぐりの森基金の平成26年度末残高である。

特別会計の基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
美作市国民健康保険事業財政調整基金	586,161	692	586,853
美作市立診療所施設整備基金	154,234	152	154,386
美作市介護給付費等準備基金	15,149	30,015	45,164
美作市簡易水道財政調整基金	37,513	4,821	42,334
美作市住宅新築資金等貸付事業基金	73,990	73	74,063
美作市公園墓地事業基金	56,759	81	56,840
英田河会地区都市と農村の交流施設整備基金	4,730	△ 1,196	3,534
矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金	85,700	0	85,700
合 計	1,014,236	34,638	1,048,874

平成 28 年 3 月末現在の基金数は 21 基金で、一般会計関係 13 基金、特別会計関係 8 基金である。

6 むすび

(1) 決算審査の概要と決算額に対する意見等

平成27年度における一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の概要は以下のとおりである。なお、国民健康保険特別会計については「第4 審査の結果」に記載した理由により意見については見解とする。

歳入歳出決算の状況は、一般会計と11の特別会計の総額で、歳入決算額が32,177,864千円、歳出決算額が30,703,166千円となっている。これを決算収支で見ると、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を控除した実質収支は、一般会計で1,245,343千円の黒字、特別会計では185,049千円の黒字、総額で1,430,392千円の黒字となっている。単年度収支は、一般会計では142,181千円の黒字、特別会計では64,526千円の赤字、総額で77,655千円の黒字となっている。

歳入について、決算額32,177,864千円は、予算現額32,604,401千円に対して98.7%、調定額33,156,075千円に対して97.0%の割合となっている。不納欠損額は47,631千円で、内訳は一般会計が35,009千円、国民健康保険特別会計（事業勘定）が9,171千円、介護保険特別会計（保険事業勘定）3,359千円、後期高齢者医療特別会計が92千円になっており、いずれも関係法令に基づき適正に処理されているものと認めた。

また、収入未済額は930,581千円となっている。内訳は一般会計が320,948千円、国民健康保険特別会計が166,468千円、介護保険特別会計が12,918千円、簡易水道特別会計が3,130千円、住宅新築資金等貸付事業特別会計が420,126千円、都市と農村の交流施設特別会計が445千円、老人保健施設事業特別会計が115千円、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計が4,529千円、後期高齢者医療特別会計が1,903千円となっている。不納欠損及び収入未済額は、納税者に不公平感を抱かせるだけではなく、納付意欲を低下させるものである。税負担の公平性はもとより自主財源確保の観点から常に徴収不能のリスクを念頭に置き、早期に個々の情報を十分調査の上、差押等の債権保全策を講じるという意識改革が、これまで以上に必要であると考え。なお、不納欠損処分については法令等の趣旨に沿って引き続き厳正に対応されたい。

歳出については、決算額は30,703,166千円で、予算現額32,604,401千円に対し94.2%の割合になっており、翌年度繰越額は776,957千円、不用額は1,124,278千円となっている。事業の実施に当たっては、極めて厳しい財政状況であることを踏まえ適正な予算措置を講じ、計画性のある効率的な推進に努めるよう努力されたい。

(2) 予算執行状況及び事務処理に対する意見・指摘事項

決算審査の結果、会計計数事務において、正確に行われていると認められたが、法令等の研鑽不足はもとより、職務の怠惰、怠慢により、前年度に引き続いて次のとおり指摘事項が47件、その内不適正な事項が23件にも及び、再演事項が29件、法令等にもとる指摘事項も10件もあるということは、由々しきことである。

このことを深く反省するとともに、その原因を探求し、早急に法令に基づく適正・適切な執行体制の確立と、ミスのない業務推進を図るよう強く求める。

【総括意見】

① 歳入予算について（再演事項）

歳入予算は、年度を通して収入として見込める額であり、社会経済情勢の変動や国などの財政状況の変化、昨年実績等を考慮して算定し、歳出予算はその財源を持って目的達成のため、必要な予算配分をしているが、一部において予算見積りにおける算定基準が明確にされていない状況や、予算額が調定額を上回っている事例も見受けられた。このことにより歳入の裏付けのない予算執行となる恐れが発生していたことから今後十分精査し、予算編成に努められたい。

② 不用額について（再演事項）

不用額については、事業内容を見直し経費の節減に努めたものと、事業の未執行によるものがあつたが、財源を有効に活用するためにはできる限り縮減することが望ましい。今後も予算計上を行うにあたり、事務事業の費用対効果を検証すると共に、不用額の理由について精査するなどし、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するよう努められたい。

また補正予算編成にあたっては、予算の有効活用、業務の執行状況を考慮し、適正に対応されたい。

③ 随意契約について（再演事項）

契約は本来、入札により競争性を確保しつつ契約を行うことが原則であり、一定の契約について随意契約を可とすることが地方自治法第234条の主意である。例外は法に定める具体的事項に当てはまる場合に認められるものであり、その場合でも可能な限り競争性を担保することが、同条及び同法第2条第14項の趣旨に添うものである。このため随意契約を締結する際には、随意契約とする理由が明確である必要があるが、理由の根拠が不十分なものが見受けられた。また一部の特命（単独）随意契約においては、契約理由が不適

切であるものが見受けられた。今後は公平性、透明性、契約の競争性の確保など、経済性の観点からも慎重かつ適正な契約事務を行うようただちに改善されたい。

④ 杜撰な契約関係事務とその決裁について（再演事項）

当市の契約関係事務については、平成26年4月1日付け美作総務第1号にて萩原市長就任時において、監査委員に対して「公共工事の透明性を確保するため、工事関係の業者選定方法、発注方法等に不備がなかったか」との趣旨でもって地方自治法第199条による監査要求があったことも受け、全ての監査の際には意をもって監査し指摘して来たところである。

しかるに、今回決算審査においても依然として改善の跡が見られず、また決裁段階においても当然チェックできるはずのものでさえ看過されていることなどからして、むしろ後退している感が否めないところであり、これはトップを含めて組織的に問題があると判断せざるを得ない。

今さら言うまでもないことであるが、契約や調達は、その財源が税金によって賄われているものであるため、より良いものを、より安くというのが大原則で、その透明性や公平、公正の確保もまた当然要求されることであることから、その例外規定である随意契約するに当たっては、前記指摘事項でも触れたように厳格に対処しなければならないことは当然である。

その一方、それを大原則としながらも、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」や、総務大臣と国土交通大臣から毎年発出される「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」など、幾多の法令等により、中小企業や地元企業等への配慮についても、心して当たる必要があるところであり、また平成24年9月議会において採択された請願に対する誠実対応も含めて考えたとき、これは起案担当など事務レベルを超えたところの判断も必要かと考える。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第22条において、入札及び契約の適正に関する関係法令等の職員研修について、地方公共団体に努力義務を課しているところでもある。

以上のことを踏まえた上、当市の契約事務や指名委員会の現状を見る限り、指摘事項の③、⑬、⑰、⑲、⑳、㉑などでも明らかなように、事務の杜撰さのみならず、決裁の杜撰さも見受けられるほか、実効の挙がる研修や改善策がいまだに採られていないことは、誠に遺憾である。

職員は勿論、幹部においても地方公共団体が締結する契約の意義と役割などの重要性を改めて認識し、関係法令や通達類を研鑽し直すことは勿論、充実した研修などを通じ

て意識改革をも図られたい。

⑤ 公用車運転日誌の適正記載について（再演事項）

公用車運転日誌の用件記入欄にほとんどの部署において、行き先のみを記載し、肝心の用件記入がされていないほか、様式には公用車両の適正管理上必要な行き先欄が設けられていないので、改めるとともに、本帳簿の趣旨と書かれている項目を理解の上、記載管理するよう改められたい。

【個別意見】

⑥ 議会活性化等への取組み強化について

美作市議会では、かねてより開かれた議会を目指して努力してきており、3年越しの懸案であった「美作市議会基本条例」を平成27年度末に制定し、平成28年度から施行されたことは多と致したい。

しかしながら、基本条例の前文や活動原則等に規定された事項を見ると、これらのことは議員及び議会として、基本条例の制定・施行を待つまでもなく、当然それら推進に努めなければならないものと認識するが、それら活動が不十分であると言わざるを得ない。

開かれた議会については、約3年間もの期間をかけて検討し、自らが基本条例の前文等において掲げたことであることを再認識し、議会の活性化等を進めることにより、市民の負託に応えるようにされたい。

とりわけ、議会の透明性の必要性を認識しながら、その代替措置の検討もないままに議会だよりの発行規程を廃止し、現議員の任期中においては発行しないことにしたことは、基本条例との整合性を欠く決定であると言わざるを得ない。

議会だよりの発行に代わる代替措置、特に肝心の委員会情報の提供がほとんどないという異常事態の解消については、直ちに代替措置を講じられたい。

⑦ 議会図書室の設置について（再演事項）

議会図書室は、議員の調査研究のために必要なものとして地方自治法上設置が義務付けられているものであることから、27年度の定期監査においても指摘したが、場所狭隘との理由で設置されるには至っていない。

基本条例で定めた活性化した市議会にするためにも、また議員が政策提案等を展開しようとする場合にあっては、必要な施設であることを認識し、工夫設置するよう求める。

⑧ 請願関係法令の研鑽とその取扱等の改善について（再演事項）

請願等の改善については既に指摘済のことであるが、これへの取組みが不十分な結果、

未だに改善が図られてないことは、国民の基本的な人権にかかわることだけに、看過できないところである。

特に憲法を含む関係法令等の研鑽不足による審査も見受けられることから、これを改めるとともに、関係規程の整備を図り、その中で陳情等に対する扱いについても改められたい。

⑨ 学校給食運営委員会等会議の議会報告について

常任委員会や一部事務組合会議については、議会報告がされているが、例えば学校給食運営委員会や美作市人権教育推進委員会などの委員会等については、議会報告がされていなく、他の議員はもちろん市民にもその情報が伝えられていない。

学校給食への異物問題の発生や、人権教育の推進などについては、市民にとっても重大関心事であるので、議会基本条例の趣旨に則り、今後は適時適切に議会報告するよう改められたい。

また、委員の選定の在り方についても透明性を図るとともに、適任者の選定についても配慮されたい。

⑩ 職員の指揮監督について（再演事項）

地方自治法第154条において、「地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」と定め、補助機関を構成している職員が、統制と秩序をもって業務の推進に当たることとされているほか、地方公務員法第1条においては、地方自治の本旨の実現について、同法第29条（懲戒についての規定）、同法第23条の2（人事評価の実施）、同法第23条（公正な人事評価による任用等の実施）等の規定をもってこれに当たるよう定められているところである。

これらのことについては、既に指摘してきたことであるが、せっきくの職員研修であるからには、問題点を洗い出し、その原因に対して的を射たものであるべきところ、監査結果から判断する限り、未だ実行を挙げるに至っていないものと考えざるを得ない。

その結果、市政の刷新も、法令遵守・コンプライアンスについても、この2年間における監査結果の実態から判断して改善が進んでいるとは到底認められないことは誠に遺憾であるので、職場改善等の手法に則り、実効あるものに改められたい。

⑪ 市長交際費の不適正支出について（再演事項）

平成27年3月2日に支出した「全国トンネルじん肺根絶原告団副団長」へのお供え（生花代）32,400円は、萩原誠司・現美作市長が平成19年に自民党じん肺対策議員連

盟の事務局長をしていた関係での支出であり、故人は美作市政関係者とは認められないことから、返還措置するよう再度求める。

⑫ 事務分掌規程の見直しと組織のスリム化について（再演事項）

組織のスリム化等については既に指摘済みであるが、例えば「河会ほたる祭り事業」がくらし安全課の業務として振り分けられるなどといった不合理な分掌規程と予算付けになっている。

こうしたことは、市民から見ても分かりにくい分掌規程となっているので、組織のスリム化と共に市民から見ても分かりやすい組織になるよう改めるとともに、分かりやすく効率的な組織運営に改められたい。

⑬ 行財政改革への取組み不足について（再演事項）

行財政改革の取組不足については、26年度の定期監査等において指摘するとともに、その必要性についても指導監査に努めて来たところであるが、美作市行財政改革本部会議も、ワーキングチーム会議も資料2のとおり全く開催されてなく、これでは組織的かつ継続的な改善措置対応が不十分と認められるので、関係法令は勿論のこと、美作市行財政改革本部設置要綱、さらには美作市新市建設計画で掲げた「効率的な行財政運営」等の定めのみならず、その背景や趣旨、及び人口減少が続くことも想定しての取組みの強化とその継続を図られたい。

⑭ 予算編成方針の通知について（再演事項）

予算の編成方針の通知については、美作市予算規則第6条の規定により行うこととされているが、これが遵守されていないので、改められたい。

また予算の厳格積算についても努力されたい。

⑮ 提案制度の活用について（再演事項）

提案制度の重要性に鑑み、美作市では「職員から提案を求め、これを積極的に市政に反映させることにより職員の創造的思考と改革意識の高揚を図り、もって市民サービスの向上及び効果的かつ効率的な行政運営に寄与する」との提案実施要綱を定めてはいるが、連年ゼロという実態にあり、この制度が全く生かされていないことは誠に遺憾なことである。

その原因は、提案をしない職員の認識不足もあるが、平成25年度決算審査以降指摘してきたにも関わらず、こうした実態に対して何の対策も講じることもなく、放置している幹部の責任が大であるので、提案制度の持つ有用性を認識し改められたい。

⑩ 指名委員会会議録の作成について（再演事項）

契約事務の公正・公平・透明性の確保の重要性については、今さら言うまでもないことであるが、資料2のとおり未だに肝心の指名委員会会議録が作成されていないことは、後日若しくは後年においてそれを必要としたときには、それを担保するものはないことになる。

これはまた文書管理規程第2条の定めにも反することでもあるので、改められたい。

⑪ 公有財産の貸与について（再演事項）

公有財産の貸与については、美作市財産条例等に基づき運用されているところであるが、やまゆり苑隣地及び野田レーシング（生徒数4～5名程度）への旧消防署施設等については無償貸与、また作東バレンタインプラザのレストランペイネ等には無料貸付を行っているが、大芦高原国際交流の村1階の軽食堂については月額25,388円の有料貸付となっていることには公平性に疑義がある。

有償（有料）及び無償（無料）貸与判断について公平・公正性の確保に努められたい。

⑫ 公共施設の老朽化問題について

公共施設等の老朽化問題への対応が国家的課題となっている中で、総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（総財務第74号・H26.4.22）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第75号・H26.4.22）により各市町村においても速やかに公共施設等総合計画を策定するよう要請されており、本市においてもこうした国の動きと歩調を合せ、公共施設等管理計画を策定し、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが求められていることから、目下策定中とのことである。

については、作成が目的ではないので、それに基づいて具体的な活用方法等を明確にし、計画策定後は管理、維持が出来る専門組織の構築を視野にいれながら確実に計画を遂行されたい。

また施設の維持管理、整備の費用には多額の資金需要も考えられることから、市の財政状況、今後の財政の見通しをしっかりと市民に説明し、市民の理解を得て共通認識の下に推進することが必要となる。

そのためにも、さらに市民にわかりやすい財政状況の開示に努められたい。

⑬ 公有財産の管理について

例えば、美作市立病院及び診療所に勤務する医師等の定着化を図るため、美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例に基づき、美作市江見 2 2 6 番地 4 に江見医師住宅が 2 棟設置されているが、入居医師がおらず空室となっている。

入居者資格については、美作市立病院及び診療所医師住宅の使用及び管理に関する規則第 2 条及び第 6 条に規定されているとおりであるが、その有効活用について規則の改正等も視野にいれて検討されたい。また他の公有財産に関しても有効活用に努められたい。

⑳ 国際交流施策の充実について

国際交流については、観光や企業誘致だけではなく、もっと幅広い観点に立ち、継続性のある取り組みが求められるところであるが、この予算額が 1 2 1 千円という少額であり、また支出額が 3 8 千円余で、不用額が 6 8. 4 % という状況である。

しかもその支出内容を見ると、岡山県国際経済交流会負担金 3 0 千円だけで、あとの 8 千円余は消耗品費支出という有様である。

また、事務分掌及び決裁規程を見ても、「国内・国際交流に関すること」の決裁権者は、担当課長となっている。

国際交流の重要性に鑑み、中長期的な視点にたつて施策構築とその実現に向けての予算措置、さらには決裁規程の見直しについても検討されたい。

㉑ 美作市ホームページや窓口チラシ等のチェック体制の整備について

本市ホームページについては平成 2 8 年 1 月からの刷新により、相当改善が図られたものの、魅力的な初期画面にするためには、さらに努力を要するものとする。

また、本庁舎玄関に設置の掲示版、窓口には置かれているパンフレット類などに乱れが散見されるほか、7 年前の非現行チラシが何故か置かれていた事例も見受けられるので、現行チェックと掲示物の体裁チェックについて、組織的な体制の整備を図られたい。

㉒ 市営バス予備車の有効活用について

市営バスについては、5 台の予備車を保有し、その運行の安定が図られているが、市民団体の移動や遠征等についてニーズがあるので、その活用策について検討されたい。

㉓ 男女共同参画活動施策の充実について（再演事項）

男女共同参画については、今日的なテーマであるところ、予算額 4 4 0 千円で、支出額が 1 6 0 千円余、不用額が 2 8 0 千円弱（6 3. 6 %）と言う実態である。

男女が平等に共同して活動できる社会環境を創るのか、中長期視点に立つてのスケジュー

ールを構築し、予算化の上、実効の挙がる施策展開に努められたい。

②④ 総合支所の宿直について（再演事項）

本庁舎と大原総合支所に宿直者を配置しているが、大原総合支所についてはその必要性を再検討するとともに、他の総合支所との関係も含めてその見直しを検討されたい。

②⑤ 総合支所設置の薪ストーブの修繕について（再演事項）

勝田総合支所に設置されている薪ストーブの不備により、総合支所内において修繕が発生しているが、本件不備については、薪ストーブの設計段階での問題点がなかったのかを検証されたい。また東栗倉総合支所に設置されている薪ストーブによる排煙トラブルに関しても同様に検証されたい。

②⑥ 水利組合負担金について（再演事項）

英田総合支所における水利組合負担金において、水利使用はなく敷地内に水路が通っていることから負担金（376、580円）が発生しているが、現代玩具博物館においては水利組合負担金（15,000円）など他施設の状況を調査し、適正で公平になるよう検討されたい。

②⑦ 看護師等養成専門学校の誘致関係について

本件については、地方創生交付金タイプ1として採択され平成28年3月までに調査事業を完了する必要があるとして、緊急例外規定である美作市契約規則第51条及び第52条に基づく随意契約により、一般財団法人岡山経済研究所に委託して「美作市・看護師等養成専修学校の誘致に伴う経済波及効果算定業務」の調査を実施しているが、次のとおり問題があると考えます。

特に契約に対する基本的な知識に組織的に問題があると考えるので改められたい。

ア 契約関係について

(ア) 本件起案年月日は、平成27年11月13日であることから、当市の契約規則第51条第2項第1号の臨時急施であったことは認めるとしても、第52条第3項第1号を適用し、本来2者以上から徴することになっているにも関わらず、1社のみから見積書を徴し、同社の見積金額328,553円をもって契約金額としている。

(イ) 本件契約の上限価格については、500万円として平成27年11月16日付決定されているが、その積算根拠は不明である。

(ウ) 見積もり依頼文書には、委託費の上限金額として19,000千円が提示されていて、上限価格との整合性が保たれていない。

(エ) 仕様書によると契約締結後、速やかに実施スケジュール及び実施体制を提出することになっているが、その証跡はない。

委託監督業務監督員や検査参事においても指摘がない。

イ 調査について

本件誘致事業計画は、鳥取市や出雲市の看護専門学校の開設者と同じ学校法人大阪滋慶学園によるものであるが、両市の地元負担金と比べて格段の相違があるにも関わらず、都市林公園計画などと同様、説明不足のままに計画を進めているが、市民に対してもそれらについて十分説明し、理解を得るようさらに努められたい。

また、前記(ア)の低契約金額とも関係することであるが、17億円もの事業の経済波及効果調査を、予定価格のわずか6.6%、業者に示した「委託業務内容等仕様書」に記載した委託費の上限額(1,900万円)比では、1.7%の見積金額をもって委託したこともあってか、その成果物の内容は、A4サイズ用紙で14ページという内容である。

本件事業の大きさと将来にわたる影響の大きさ等を考えたとき、もう少し綿密な検討をした上、調査委託すべきものと判断する。

また、効果算定の前提は、1学年170名、4学年が揃う平成33年度以降における学生の総数を680名として仕様書に明記して算定させているが、これは算出根拠に乏しい期待見込人数であり、開設予定地の地勢と周辺人口数及び過疎地域での設置であること、そして近くに実習施設がないこと等の問題を考えたとき、外国人実習生の確保がある程度見込めたとしても、国内的な人口減少が想定される中、生徒数確保の困難性は明らかであり、経済効果の評価に当たっては、野田レーシングスクールの見込み違い(現状においては当初説明30名の6分の1程度)の経験も念頭に置いて判断されるよう望みたい。

⑳ 旅費について

一部の旅費について、職員が市議会議員の要望活動に同行した際の出張旅費として支出していた事例が見受けられた。

当該議員は政務活動費を使用して要望活動を行っており、地方自治法第100条第14項ではその政務活動費の意義が示されており、その中で「議会の議員の調査研究その他活動に資するため必要な経費の一部を交付する」と規定されている。

したがって政務活動費を使用した活動は議会応召等と異なり、一議員個人の自主的なものとして扱われ、その活動は公的職務の性質を帯びる公務執行に係る様々な条例や規則等が準用される場所であるが、公務そのものであるとは解されない。

また、美作市職員等の旅費に関する条例第2条では「職員が公務のため・・・旅費を支給する。」と規定されている。

担当課からの回答としては、「本要望活動が今後の市行政に影響を与えるものであると考えられることから、市にとっての情報収集のために同行した」とのことであるが、本件同行行為は「随行」との疑念を生じさせかねないものであるため、今後においては上記法令等を研鑽の上適切な出張業務に努められたい。

⑳ 地域経済循環創造事業（野田レーシングスクール）について

青少年少女モータースポーツ振興会が実施する事業については、美作市補助金等交付規則に則り交付事務が取り運ばれ、平成28年3月22日確定通知された上、補助対象額49,780千円に対し、およそ半分の24,942千円が補助金として支出されている。

そして本件補助事業者は書き出しのスポーツ振興会であり、補助事業名は、「モータースポーツの振興・発展を通じた体験型スポーツツーリズム確立事業」である。

同振興会ではこの補助金等を使い、株式会社岡山国際サーキット内にあるBパドックガレージをサーキット校舎として使用できるよう、また同サーキット内のミニコースをレース対応可能にするためにそれぞれ機能改修を実施しているが、これらは第三者の改修工事に充てられたものである。

また議会では、同校の生徒数を30名程度として経済効果等を説明しているが、平成27年度末における生徒数は6名、本年4月では4名とむしろ減少傾向にあり、当初説明とは著しく乖離しているほか、本件事業についての金融機関からの融資計画の数字から見ても相当乖離しており、計画の杜撰さは否めない。

生徒数の確保は、同校経営のカギを握ることであり、美作市教育施設等誘致促進補助金により施設運営補助金として設置後5年間にわたり毎年（限度額）1千万円の補助金支出を予定している美作市としてもこれは看過できないことであるので、生徒数確保について実効の上がる対策協議を求めるとともに、このまま生徒数の確保ができないとすれば、補助金の減額見直しについても検討されたい。

なお、補助事業等の内容としては、「地域資源である「岡山国際サーキット」「美作温泉郷」を活用し、モータースポーツ普及・体験・養成事業を投入し、体験型観光客誘致を促進し、地域経済循環による地域の活性化を図るための事業」であることから、当該事業の本旨を忘れることなく、事務事業等の執行に努められたい。

⑩ プレミアム商品券の取り扱いについて

プレミアム商品券の販売については、みまさか商工会に委託して行っているが、その際における検討不足と指示不足等から、大量購入申込者への対応が決められてなく、アンケートに寄せられた意見とは言え、一人で360万円とか240万円もの交換をした噂を聞いたという、大量交換に対する厳しい苦情が数多く寄せられる結果を招来してしまっている。

また、販売が、7月5日の10時からという日時設定であり、猛暑時間帯からの販売開始であったことから、早朝から並んだ人たちからの不満足も見られるなど、反省すべき事項が多い結果となったが、これは購入しようとする市民サイドに立っての検討が、不十分だったといわざるを得ない。

本件施策に限らず、利用者や市民サイドに立った行政展開により一層努められたい。

⑪ 子育て世代応援券について

本件についても美作商工会に委託しているが、交換未済となった場合の扱いについての取り決めをしなかったことは遺憾である。

今後はかかることのないよう改められたい。

⑫ 読書コンシェルジュについて

本のコンシェルジュについては、中央図書館に数名配置し、必要校等に派遣して読書の広がりを図るとのことであるが、読書活動に力を入れている学校側が求めているのは司書補助等のニーズであるので、意思疎通の上より有効な施策展開を図られたい。

⑬ 指定管理者選定業務推進体制の確立について（再演事項）

指定管理者制度の杜撰さについては、今までの監査等において厳しく指摘してきたところであるが、本制度に対する基本的な認識が不十分と認められ、下記のとおり未だに改善がされていないことは誠に遺憾である。

地方自治法第244条の2をはじめとする関係法令や総務省等からの助言、また美作市の条例等の中身を再研鑽の上、指定管理者制度の趣旨に従った指定管理者選定等業務の推進になお一層の取組み強化するよう求めたい。

また、平成27年度において公募した放課後児童クラブについてみると、せっかく制定した「指定管理者制度運用の手引き」を無視棚上げした募集要項をもって広く公募していることは誠に遺憾であるが、これも昨年の決算審査報告で述べたように、本件ひとつとって

みても、市長以下幹部の決裁関係業務の杜撰さがうかがえるので、職責自覚の上改められるよう求める。

記

ア 指定管理者選定委員会関係

このことについては、市民から改善を求める請願書が提出され、採択されたこともあって、平成27年8月には、「指定管理者制度運用の手引き」を制定しているが、その内容になお問題がある。

(例) (ア) 指定替えの標準的なスケジュールの見直し

(イ) 応募資格の記述

(ウ) 指定管理者選定委員会の構成の見直し

(エ) 指定管理者の指定、不指定の行政処分関係記述

(オ) 担当部署の実態把握不足と法令等の研鑽不足

(カ) 指定管理者選定委員会（議会・委員会を含む）に、正確にして必要な審査情報が提供されていないほか、選定委員自身の研鑽不足もある（上記(オ)関連）

イ 指定管理者に関する業務分担関係

当市における指定管理者を巡る問題発生は、制度に関することは企画振興部、運営に関することは担当部と分掌規程で別れていることにも起因するところが大きいと認めるので、組織のスリム化、行財政改革の視点からも、また議会の委員会負託先と審議の問題も認められるので、参考にした岡山県等の手引きや、既に採択された請願の内容等を参考に見直しされたい。

③④ 放課後児童健全育成事業の推進について（再演事項）

子育て支援の充実については、内閣は勿論、国を挙げて取り組んでいる重要施策であるが、下記のような当市の実態を見たとき、議員を含めて関係法令等の研鑽不足のほか、実態の把握不足や取り組み姿勢にも問題があったと考える。

保護者からの要望書等の扱いについても、これを放置するのではなく真摯に受け止め回答するなど、何よりも子どもたち中心の、市民の意見にも耳を傾けるという姿勢が、地方自治の本旨からして何よりも肝要なことはいうまでもないことである。

今一度、合併時に定めた新市建設計画に盛られている協働の精神の何たるかに思いを寄せられ、魅力ある都市づくりのために、より一層努力されたい。

なお重要な募集要項等においても、合議・決裁について杜撰さが認められるので、合議・決裁権者としての責務の重大性を再認識の上、今後はかかるようなことのないように改められたい。

また現指定管理者を選定したことにより、指定管理者制度が目的とする、①コストの削減と、②サービスの向上が、現状においては共に失われていると認められるが、その原因の一つは選定作業にもあると考えるので、過去の失敗例の反省をきちんと行い、またこのようなことを繰り返すことのないよう指定管理者制度の研鑽を積むとともに、選定委員会の構成を見直し、選定事業について選定能力のある部外者を中心とした選定委員による選定が行われるよう、その委員構成も改められるとともに、より一層の透明性の確保にも努められたい。

さらに、これを担当する文教厚生委員会はもとより、議会においても関係法令等の研鑽はもちろんのこと、関係市民の意見を多角的に徴する努力を行い、まじめで真剣な審査と審議を行うよう求めたい。

おって下記事項の中には、市の職員の懈怠も認められるので、関係職員からその顛末報告を求めるとともに、相当措置されたい。

現状における大きな問題としては、仕様書等に定めた業務管理ができていない事項も見受けられることであるが、これらのことは所管担当部・課においては十分把握できていることでもあると思料するので、この改善方直ちに文書で是正を指示するとともに、改善できないときには、関係規定と基本協定に則り、指定管理者の取消処分も含めて検討されたい。

以下、主要問題点を列挙しておくので、各項目の原因を究明するとともに、本件は子どもの安心と安全、さらには心の問題とも絡むので、直ちに改善に着手し、不測事態発生の防止に万全を期されたい。

記

ア およそ3年前からの懸案事項であったにも関わらず、指定管理者変更についての取組みと方針決定が遅延し、問題を生じたこと

また指定管理者決定通知を受けた共立メンテナンスの取組み遅延を把握していたにも関わらず、適切な指導と対応を欠いたこと

イ 一昨年からの保護者との協議やその間における経緯も無視し、また要望書や直近における保護者の意向をも無視し、一部クラブについて理解が得られる見込みも薄い中、強引に全クラブを全国例も僅少である株式会社を指定管理者に指定したこと

ウ 指定管理者選定委員会に、今までの経過と選定に必要な情報提供がなされなかったこと

と

エ 組織（議会を含む）的に、指定管理者制度についての研鑽不足が目立つこと

オ 「指定管理者選定の手引き」と齟齬する募集要項を作成し、公募とその審査等をしたことにより、混乱を生じたほか応募者にも迷惑をかけたこと

特に、肝心の年間指定管理料上限の算定が不十分であったほか、募集要項には指定期間中の各年度の上限額を明示することになっているが、これが示されなかったという重大ミスがあったこと

とりわけ、この重要ミスが市長を含む多くの合議・決裁先で看過されたということには重いものがあること

また、手引きに定められている地域要件さえ、看過され公募されてしまっこと

カ 上記のことから、応募者から苦情や異議の申し立てを受けたこと

キ 選定委員会で決めた指定管理料上限額を軽んじる取り扱いがされたこと

ク 3月末に至っても仕様書にある支援員等の確保ができないことが明らかになったが、これへの対処指導が十分でなかったほか、4月1日に至っても同様状況であったが、そのまま指定管理者として継続させたことにより、子どもたちと保護者を不安に陥れたこと

ケ 何よりも肝心の支援員等の安定確保さえ、いまだにできていないこと

コ 本件に限らず、指定管理者に対する指導不足も否めないほか、指導文書がほとんど存在しないなど、事業主体としての自覚が不足していること

サ 児童福祉法が改正され、平成27年4月からは事業主体は美作市であることが明記されたほか、放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、美作市に届け出れば開設できることになったにも関わらず、届け出に関することや補助金制度に関する規程がともに整備されてなく、開設者に迷惑をかけていること

また本件については規程整備を求める請願があったが、議会との連携不足と、議員の関係法令に対する研鑽不足もあって、不採択となったこと

シ 利用者数の減少クラブがみられるほか、7月には美作北小学校区において保護者らによる新たな施設開設があったが、これは保護者から安心・安定サービスに懸念をもたれるに至ったことによる開設と認められること

ス 指定管理者が仕様書通りの業務ができていないこと

セ 某クラブでは、子ども同士のけんかによるものとはいえ、傷害事故が起きていたにも関わらず、その掌握と適切な措置が取られなかったことにより、後日保護者がその傷害を見つけ、抗議を受けるなどの事件ひとつ見ても、適切な管理運営体制がいまだに整っていないことから判断して、同社による管理運営の継続には問題があると考えられるこ

と

ソ このままでは、不測事態の発生が危惧されるほか、目に見えない心の問題をも危惧されること

⑳ 資源ごみ回収への取組み強化について（再演事項）

ゴミの資源化について鋭意取り組まれた結果、平成27年度においては、約8,853千円の収入を得ている。

資源の有効活用と焼却施設等への負担軽減の観点からも、また教育的見地からも、なお一層の資源ごみの回収強化を図られたい。

㉑ 美作市下町の圃場整備事業への取組みについて（再演事項）

本件の事業主体は美作市であることを再認識し、事業完結に向けてなお一層の取組み強化に努められたい。

㉒ トム・ソーヤー冒険村の著作権使用料について

トム・ソーヤー冒険村については、年間54万円の著作権使用料を支払ってきているが、著作権使用料の対象はキャラクター使用によるもので、トム・ソーヤー冒険村という名称使用によるものでないことが判明し、28年度からはキャラクターの使用をやめてこの予算の削減が図られたことは、多と致したい。

今後は前記のような無駄な支出が行われないう、すべての類似事案のチェックを行い、無用な支出の根絶を図られたい。

㉓ 雲海訴訟について

求めた資料の提示・提供が受けられなかったため、本件支出に関する審査等できなかった。

㉔ 大芦高原国際交流の村の運営について（再演事項）

平成25年度において、指定管理者選定等の杜撰さから経営破綻に至らしめ、わずか4か月で指定管理者の取消方針を決定の止む無きに至り、指定管理者処分取消し後対応措置検討の不十分さから、一時閉鎖するという結果を招来したことは、同施設が公の施設である以上、誠に遺憾なことである。

規模縮小の上直営で運営し、同年度において新たな指定管理者を公募しその選定作業を実施していたところ、現在の市長は就任当初においてこれを止めたまま、何の改善策も講

じることなく現状運営を続けたことにより、赤字補填金額は平成26年度においては約2,868万円、平成27年度においては約3,033万円、そして28年度当初予算での補填金額は、約6,427万円とむしろ増大化したことは、この2年間、公有財産の適正管理を怠ったことによるものと言わざるを得ない。

このことは、武蔵の里や愛の村パークなども同様であり、赤字補填額は以前よりも増大化したことは、誠に遺憾なことである。

迅速な対応がなされなかったことによる今後における損失額の増大と、施設の老朽化による問題も懸念されるので、直ちに関係住民等との協議を迅速丁寧に行い、早急に方針決定するよう求めたい。

④ 愛の村パーク、武蔵の里の業務管理指導委託について（再演事項）

毎年巨額の補填を要する愛の村パークと武蔵の里については、このままでは経営が困難になるとのことから、この継続運営をするためとして、平成27年4月から1年間かけて業務管理の指導を受けるべく、株式会社共立メンテナンスと随意契約を締結しているが、下記のとおり不適正・不相当と認められる事項が見受けられるので相当措置するとともに、今後はかかるようなことのないよう改められたい。

なお、大芦高原国際交流の村や東栗倉工房株式会社も、民間に調査委託してその成果物を得ているが、これら成果物がほとんど生かされてなく、これでは予算の無駄使いと言わざるを得ないので、本件二施設についての成果物については、特に高額支出でもあるので、これ以上に何のための調査委託だったのかと言われるようなことのないようにされたい。

記

ア 起案文書の選定理由によれば、「共立メンテナンスは、自治体と協働で各々の地域の特性を生かしたアウトソーシング事業を全国に展開している資本力のある企業で、自治体の運営する温泉施設への指定管理、業務委託、業務管理指導等の実績と成果があり、全国でも類を見ない企業であるから随意契約とする。」とし、市長までの決裁を経ているが、この裏付け資料は、同社が平成26年10月現在として作成した「自治体業務 受託実績一覧」（自治体名、委託形態、施設名などの記載はあるが、その実績や成果が分かる資料等はない）だけであり、これでは実績や成果のほどを判断できない

イ 「全国でも他に類を見ない企業」であることを掌握できる資料はない

ウ 美作市契約規則第52条の規定では随意契約の場合、2者以上からの見積もりを

- 徴することになっているが、1者徴収になっている
- エ 前記のこともあってか、愛の村パークの契約額は、月額306千円、武蔵の里にあっては月額684千円、合計では月額990千円、支払総額は11,880千円という高額契約になっているが、大芦高原国際交流の村や東栗倉工房株式会社の経営診断の成果物と委託金額とを比較したとき、あまりにも高額である
- オ 仕様書では、「経営ノウハウの提供」があるが、武蔵の里の場合退職予定の支配人を対象とされていたほか、新支配人にはその引継ぎは行われていない

④ 大芦高原国際交流の村、愛の村パーク、武蔵の里の経営の見直しについて（再演事項）

前年度決算でも指摘したことであるが、未だに改善取り組みがされなかったことから、毎年多額の補填を続けなければならない状態からの脱却が出来ていない。

補填金額が年間約1億5,497万円と多額に及んでいることから、子育てや老人福祉などに回す予算への影響も危惧される。

関係者や市民の理解の下、早急に改善策を構築するよう求めたい。

④ 美しい里山づくりについて

平成27年度末において、都市公園台帳に220haと記載しているが、現状においては供用開始の周知も無く、また実態としても同面積について供用開始したとは言い難い。

また過疎債事業計画の変更承認を求めた議会説明内容とは、名称、面積、予算も変更になるなど計画の杜撰さは否めず、事業の継続・継承性にも問題があると考えます。

県外所有者等からの権源取得の労力と経費、そして困難性も想定されるので、事業費が10億円から7億円に減額になったとは言え、今後長期に亘る国民負担（年間約1億4,500万円、30年では43億5,000万円）ことも考慮しての事業の見直しについても検討されたい。

④ 公民館の整備充実について（再演事項）

美作市内には18公民館が設置されているが、旧勝田町にはこれが設置されておらず、均衡を失したままとなっている。

公民館活動の重要性に鑑み、旧勝田町への公民館設置について検討されたい。

その際、旧勝田町から持出し、ふるさと創生基金として7億円余の基金が今も存在していることの経緯を再認識し、地元住民の意見を汲んだ上、勝田区長会から提出を受けている要望書が存在していること等も勘案するとともに、美作市には音響環境が整った文化ホ

ールなどの施設がないことも併せて施設整備方検討されたい。

④ 人権教育の取組み強化について（再演事項）

予算の使用状況（不用額）から判断しても、人権教育の取組みが不十分であるといわざるを得ない。人権尊重都市宣言をしている市であることを再認識し、積極的な施策展開に努めるよう求めたい。

⑤ 美作ラグビー・サッカー場の随意契約による草刈り業務委託契約について

ラグビー・サッカー場法面草刈業務及びラグビー・サッカー場貯水池周辺草刈業務については、美作ラグビー・サッカー場建設当時（旧美作町）より長年にわたり特定の業者との特命（単独）随意契約により契約締結がなされているが、その随意契約理由は契約の透明性からすると根拠を欠いたものであり、業者特定も含めて疑義がある。今後は、コンプライアンスを遵守の上、競争入札による競争性・公平性・透明性が担保された契約締結を行うよう改められたい。

⑥ アレルギーを有する児童生徒に対する学校等の給食対応について（再演事項）

各給食センターでは、アレルギーを有する生徒への給食について多くの労力やロスを生じているなど高負担となっている実態に鑑み、目下取組み中とのことであるが早急に対応基準を定めるなどして改善を図り、高負担の改善と不測事故の防止に努められたい。

⑦ 各種補助金額の見直しについて

各種補助金の支出金額と効果について、検証の上見直されたい。

例 1 林野高校活性化事業補助 1 5 0 万円

例 2 野田レーシングスクール（生徒数約 4～6 名） 1, 0 0 0 万円

例 3 岡山湯郷 Belle 1, 6 0 0 万円（内訳 市 1, 3 0 0 万円、県 3 0 0 万円）

（3） 合議が整わなかった意見

下記の事項については、平成 2 6 年度決算審査及び平成 2 7 年度定期監査（第 2 次）において合議の上、不相当支出として指摘済みのものである。今回再演事項として取り上げ、詳細指摘の必要性のもとに協議を重ねたが、1 名の監査委員が今までの審査等とは異なる新たな見解を示し、かつ審査意見の隔たりがあまりにも大きく、意見の一致をみることが出来ず

合議が整わなかったため、審査の透明性を高める観点から監査委員の見解を付記することとする。

なお、合議の過程における監査委員の見解は次の2つに分かれた。

美作市国民健康保険特別会計（作東診療所直診勘定）について

【見解その1. 不適正とするもの：窪田監査委員 松本監査委員 安本監査委員】【再演事項】

平成17年7月29日の決裁文書「美作市医師会からの申し入れについて」（起案日付未記入）により、平成17年8月から平成27年7月までの10年間、「美作市医師会会費施設会費」の名目で毎月15,000円を美作市医師会に支払ってきたが、これは上記起案文書に書かれているように、「医師会内部の問題であり行政は関知しないとの立場をとることもできる」との認識を持ちながら、起案し市長決裁を受けて支出してきたものである。

この事実関係については、平成16年9月10日岡山地裁津山支部の判決文において詳細に書かれているとおりであり、判決文に拠れば本件支出原因は、「会員の一人が県議選挙に立候補したときに、被告医師会が借り入れて同人に贈与した選挙資金を、同人が被告医師会に代わって立替払いしていたので、それを同人に返済する資金を被告医師会として用立てるために、借り入れられたものであって、『移動用CTスキャナー』を購入するというのは全くの虚偽である・・・つまり、本件借入は、被告医師会の利益よりは、代表者であった同人個人の利益を優先したとは認められるので、同人が代表者の権限を濫用したことは認められる。」というような事実に基づく支出であるとして、原告の全面勝訴となり、この判決文は平成16年10月4日付で、当時の英田郡医師会から大原病院等に送付されていることから、事実関係については十分承知していたものと認められる。

以上の事実関係を踏まえた上、監査委員としては平成26年度決算審査意見書及び平成27年度定期監査（第2次）結果報告書でも指摘し、措置を求めてきたところであるが、美作総務第48号（平成28年5月25日）による措置報告は、「指摘の支出原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としてその費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。」（資料3）との措置回答であるが、そもそも医師会は医師個人で構成する団体であることから、総務省ではその会費を公金でもって支出することにさえ消極であることからしても、会費以外の本件支出については、不適正支出に該当するものと判断する。（資料4）

そして、厚生労働省が平成13年に発出している「当該代表者の医師会費に限り国費を

以って充てることができることとする。」指導への認識も欠いた措置であるというほかない。(資料4)

また、会計検査院が実施した平成12年度の決算報告(医師会費以外の公金による経費支出を認めない認定)をもわきまえない判断であり、ましてその資金の捻出方法が、前記判決文において認定されているような虚偽事実によるものであり、かつ虚偽原因(施設会費)による施設会費に基づくものであることを認識した上での支出でもある。(資料5)

以上のことから判断して、本件は不適正支出と認めるので、返還措置等するよう求める。

[見解その2. 適正とするもの：高田監査委員]

美作市と美作市医師会との関係は、学校医の委嘱、児童・生徒の健康診断、総合健診事業における検診、予防接種事業、在宅当番医事業、在宅医療連携事業等において緊密な連携を図るために協力し合っているものである。

本件施設会費を公費で支払うようになった経緯は次のとおりである。

美作市制が施行される以前のことであるが、会員の一人が岡山県議会議員選挙に立候補するに際し、医師会は、当時の英田郡医師会の名義で一金融機関から約3,000万円を借り入れ、これを同立候補者に選挙資金として提供し、同人の当選を支援したが、図らずも落選した。このため医師会は、同人に提供した資金を返還するよう申し入れをしたが、同人はこれを拒否し、岡山地方裁判所津山支部に返還拒否の提訴を行った。同裁判所は、この提訴に関し平成16年9月10日、提供した状況、金融機関からの虚偽名目の借り入れなどを理由として医師会の全面敗訴の判決を出したため、医師会はこれを不服として高等裁判所へ控訴したが、同裁判所から「当該借入は医師会としての法的責任を果たすためにも自己の借入と位置づけたのがよい」との和解勧告がなされ、医師会はこれを受け入れることとした。

こうした経緯を経て医師会は上記金融機関から借り受けた約3,000万円がそのまま同金融機関に借財として残ったもので、医師会ではこの借財を直ちに返済するだけの財力が無く、その対応について幾度となく協議を行い、裁判所の和解勧告に沿うべく

- ・裁判所の和解勧告に応じるため、他の金融機関から融資を受け借財のある金融機関へ一括返済する

- ・新しく借り受けた借財の返済については、一期に返済すると赤字(財務破たん)となるので、10年の分割返済とし、それを各会員が負担する

等の基本方針を決め、平成17年6月14日開催の医師会総会において会員の賛同・承認を得、同年6月24日及び7月15日開催の医師会役員会において

- ・借財のある金融機関への返済は8月末までに同社の弁護士に支払う

- ・他の金融機関からはその履行のため3,350万円の融資を受け、返済期間10年で返済する
- ・その返済については会員が施設会費として1か月当り1機関一律15,000円を負担する
- ・新規加入の先生があれば会費、施設会費の等の納入を説明する等の詳細事項を定め、同年7月20日、会員22名に対して決議いただきました施設会議につきましては、新規借り入れ銀行の医師会口座への振り込み若しくは自動引き去りとします。8月から毎月25日として返済しますのでよろしくお願ひします

旨通知することにより各会員が毎月施設会費を負担することとなったものである。

会員が施設会費を負担しなければ、裁判所の和解勧告に応じることができず、また銀行への支払いもできず、医師会が破たんする恐れが強く、これを食い止めるために医師会の構成会員全員が出席する総会において賛同を得て詳細事項を決定して、通常医師会費は通常業務運営をする経費として使用、施設会費は、借財が残ったままでは通常業務の遂行どころではなく、借財返済のための会員が負うべき経費として使用することとして位置づけ、会費の引き上げなど不明瞭な会計体系を作らず、別会計として経理の明確化を図ったものと認められた。

美作市医師会は、平成17年3月31日の美作市制施行により英田郡医師会から名称変更されたもので、大原病院は大原町国民健康保険病院から市制施行に伴い名称変更されたもので、大原町当時から英田郡医師会の役員会員であり、積極的に医師会の運営に関与してきた経緯があり、役員会員が医師会の破たんを回避するために医師会が正式な手続きを踏んで定めた施設会費の負担を拒むことは他の会員に波及する恐れも強く、かつそれまで行ってきた医師会との学校医の委嘱、児童・生徒の健康診断、総合健診事業における検診、予防接種事業、在宅当番医事業、在宅医療連携事業等における緊密な連携体制が崩れてしまう恐れがあり、そうした事態に陥らないように負担することとしたと認められるものである。

なお、医師会会費等を公費で払うことができるとする会計検査院の平成12年度決算報告書内においては、医師会費とは、医師会に対し経費の一部として会員が納入する会費という規定の下

(医師会及びその会費) について

医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することなどを目的に、全国あるいは都道府県、郡市の区域等を単位に設立され、医師が会員となって組織している団体である。医師はすべて医師会に入会する資格があるが、入会するか否かについては医師個人の判断に任されている。そ

して、医師会に入会した場合は、原則として医師会所定の会費等（以下「医師会費」という。）を納入する必要がある。

（国費による医師会費の支払）について

厚生労働省（平成13年1月5日以前は厚生省）では国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター（以下、これらを「国立病院等」という。）を設置し、医療等を行うために医師を配置している。そして、同省では、国立病院等の施設の運営上、医師会への入会が必要な場合は、医師会費を国費によって支払うことができる取扱いとしている。これは、国立病院等の機能を発揮する上で、地域の医療機関との連携や情報交換の円滑化を図ることが必要な場合があるとの認識によるもので、医師会への入会は個人であることから、国立病院等の長の入会について国費で負担することとしている。

（指摘事項）について

1) 国立病院等を代表する者以外の者について医師会費を国費で支払っていたもの

国立病院等を代表する者のほかに、副院長や診療科医長等について医師会費を支払っていた。

2) 医師会費以外の経費を国費で医師会等に支払っていたもの

医師個人の医療行為を保険の対象として医師会が取り扱っている医師賠償責任保険の保険料（以下「医賠償保険料」という。）や医師会以外の団体の会費を支払っていた。

上記1)については、代表者の医師会費を国費負担とする前記の取扱いの趣旨に沿っているとは認められず、また、2)については、個人負担とするべき費用と認められた。

（当局が講じた改善の処置）

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、13年10月に、国立病院等に対して通知を発し、医師会費の支払について、施設運営上必要とする場合は代表者の医師会費に限り国費で支払うことができること、医賠償保険料等は国費負担の対象とはならないことなどを明確に示し、医師会費の支払が適切に行われるよう周知徹底を図る処置を講じた。

旨の指摘をし、公的病院の代表者について医師会費を公費で支払うことができる旨を明確にし、医賠償保険料や医師会以外の団体の会費は公費で払うことはできないと指摘している。

こうした会計検査院の指摘からしても、本件施設会費は医師会が総会において会員全員の賛同を得るなど正規の手続きを経て定められた借財返済のための経費であり、医師会費とは、医師会に対し経費の一部として会員が納入する会費であるということに合致するも

のであり、公費で支払うことができるものと認められるものである。

また、医療法第1条の3には、「国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」と規定されており、美作市においても美作市医師会との良好な信頼関係の下、密接で有機的な連携を継続することによって、市民に対する良質かつ適切な医療が提供される環境を担保しているところであり、地方公共団体の医療法上の法的責任を踏まえ、えでの施設会費の負担であることを考えると住民の負託に沿う支出といえる。

(4) 最後に

今までの監査と同様に、指摘事項の多くは市長など幹部が関わった、又は指示等して計画実行したもの、若しくは適切な対応や指示を怠ったことによるものであるとともに、その多くは市長など幹部の決裁を経て実施等されているものが大半である。

また指摘件数の連年顕著に増加しているほか、内容的にも向上の跡が見られないことは、法令遵守、コンプライアンスと言って人を配置し、経費もかけ、力を注いできた上でのことだけに、誠に遺憾極まりないことである。

事務事業の執行に当たっては法規性、正確性はもとより、最小の経費で最大の効果を上げるために経済性、効率性、有効性の観点から事業の方法を厳選することが必要であるが、これらの検討が不十分であると認められ、特に法令等の規定が守られていない指摘事項が多岐にわたっていることは、誠に遺憾である。

原因としては、決裁権者を含めて法令に精通していないことが最大原因と考えるが、合議の際に誰もその誤りや問題点に気づかないという職員と職場風土にも問題があると考えるので、これら改善に向けての取組みは必須にして緊急を要する課題と考える。

その上前年度監査においても指摘したことであるが、再演事項が29項目と依然として多発しており、前回決算審査の再演事項の14項目に比べても著しく増加を見たことは、当市のガバナンスに問題があると判断せざるを得ない。

こうした脆弱な執行体制であることをよく認識すると共に、三菱自動車の違法計測問題等にも見られるように、職員からの提案や改善意見、指摘が市政に反映されるような体制づくりに努め、組織的な事務事業の遂行体制の確立を急ぐとともに、地方自治の本旨に則り、幅広い市民各層の意見や提言や請願等が、なお一層美作市政に反映できる形で事務事業を計画し執行されるよう改善を急がれたい。

また会議は情報の共有化及び職員の研鑽・育成にとって重要なものであるが、既定の会議の利活用さえ疎かになっており、行政の透明性確保の面からも改められたい。

そして市長、議員を含めすべての職員が、市民から俸給をいただいているという原点に立ち戻り、地方自治の本旨に則って市民福祉の向上に寄与されるよう望むものである。

監査委員制度は地方自治体の行政執行の公正と効果・効率を確保するために、地方自治制度の一つの重要な柱として設けられているが、全国的に見た場合、議会と共にこの機能が不全状態だと批判されている中、私たち監査委員は微力ながらも地方自治法に定められた職務権限に基づき、市民のためになる監査を実施して来た結果が以上述べてきたとおりである。

そして市民が行政の実態を把握し、その問題点を正確に理解し、行政に関心を払えるようにするためには、監査結果の公表と措置結果の公表による情報の共有化は、開かれた議会と議員活動による市民への情報提供とともに、重要な役割を担うものと考えている。

今一度、なぜ監査委員が置かれているのか、その制度の趣旨を再認識し今回の監査結果報告だけでなく、今までの指摘事項等も踏まえ、議会も含めてより高い透明性の確保と、より十分な説明責任を果たされるよう強く求める。

美作監査第29号

平成28年8月8日

美作市長 萩原 誠司 様

美作市代表監査委員 窪 田



平成27年度決算審査に係る書類の提出について（依頼）

このことについて、平成28年7月12日から平成27年度決算審査を行っていますが、決算審査意見書をまとめるため、平成28年8月18日までに次の関係書類の提出を求めます。

記

1. 雲海の訴訟関係書類
2. 指名委員会の会議録
3. 野田レーシングへの補助金の使用状況が分かる書類と運営関係の報告書
4. 美作市職員提案制度実施要綱（平成25年訓令第12号）による提案件数
5. 美作市行財政改革本部設置要綱（平成17年訓令第87号）による美作市行財政改革本部、専門部会及びワーキングチームの会議録
6. 職員研修の開催状況とその内容
7. 各総合支所に配備した薪ストーブの設計関係書類と、改善措置した経緯及びその経費が分かる書類
8. スポーツ振興課所管、ラグビーサッカー場庭園管理委託料（随意契約）2件の写真付き場所、所有者が分かる図面
9. 産業振興課所管、美作市『元気！すくすく商品券』発行管理業務委託に関する書類

美作総務第 122 号

平成 28 年 8 月 18 日

美作市代表監査委員 窪 田 功 様

美作市長 萩 原 誠 司

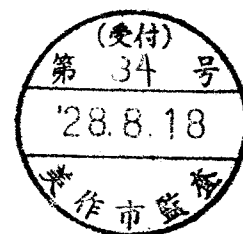


平成 27 年度決算審査に係る書類の提出について (回答)

このことについて、平成 28 年 8 月 8 日付、美作監査第 29 号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり関係書類を回答します。

記

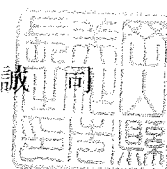
	依頼のあった書類名	提出の有無
1	雲海の訴訟関係書類	裁判中のため提出を差し控える。
2	指名委員会の会議録	作成していないため未提出
3	野田レーシングへの補助金の使用状況が分かる書類と運営関係の報告書	提出
4	美作市職員提案制度実施要綱による提案件数	0 件
5	美作市行財政改革本部設置要綱による美作市行財政改革本部、専門部会及びワーキングチームの会議録	開催していないため未提出
6	職員研修の開催状況とその内容	提出
7	各総合支所に配備した薪ストーブの設計関係書類と改善措置した経緯及びその経費が分かる書類	提出
8	スポーツ振興課所管、ラグビーサッカー場庭園管理委託料 (随意契約) 2 件の写真付きの場所、所有者が分かる図面	提出
9	産業振興課所管、美作市「元気!すくすく商品券」発行管理業務委託に関する書類	提出



美作総務第 48 号
平成28年5月25日

美作市監査委員 窪 田 功 様
美作市監査委員 高 田 修 平 様
美作市監査委員 松 本 妙 子 様
美作市監査委員 安 本 博 則 様

美作市長 萩 原 誠 司



平成27年度定期監査（第2次）結果報告に対する措置について（通知）

平成28年3月31日付美作監査第85号で美作市監査委員から報告のありました平成27年度定期監査（第2次）結果報告について、地方自治法第199条12項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



【大原病院】

監査の結果	措置状況等
<p>1. 諸会費について【再演事項】 諸会費の一部に、使用目的から公費で負担することが不相当と考えられる支出があったので、相当措置を求める。</p>	<p>指摘の支出の原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としてその費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。</p>

【作東診療所】

監査の結果	措置状況等
<p>1. 負担金補助及び交付金について【再演事項】 負担金補助及び交付金の一部に、使用目的から公費で負担することが不相当と認められる支出があったので、相当措置を求める。</p>	<p>指摘の支出の原因については、法人総会で承認され、法人が法的責任を果たすための支出であり、法人会員としてその費用負担を行ったことは違法不当とはならず、同時に地域医療に及ぼす影響等に鑑み、公益上の必要性があったと考えます。</p>


【農業振興課】

監査の結果	措置状況等
<p>1. 「作東吉野きんちやい館」について 指定管理者への監督が不十分であり、現状把握も不十分である。また指定管理者選定委員会への情報提供が十分できないままに選定作業を進めたことは遺憾である。</p>	<p>指摘のあった指定管理者の監督については、平成27年12月定例議会の産業建設委員会で同様の指摘があったことから、27年中に指定管理施設を訪問し、指定管理者の代表である組合長から現状等について聴取している。また、28年度に開催される生産者組合の総会には市からも出席し、更なる状況の把握に努めることとしている。</p>

衆議院

The House of Representatives [メインヘスキップ](#)

[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ 

サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [会議録](#) > [厚生労働委員会](#) > 第153回国会 厚生労働委員会 第6号(平成13年11月7日(水曜日))

第6号 平成13年11月7日(水曜日)

平成十三年十一月七日(水曜日)

[会議録本文へ](#)

午前十時開議

出席委員

委員長 鈴木 俊一君

理事 棚橋 泰文君 理事 谷畑 孝君

理事 森 英介君 理事 吉田 幸弘君

理事 鍵田 節哉君 理事 釘宮 磐君

理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君

小淵 俊子君 岡下 信子君

奥山 茂彦君 上川 陽子君

鴨下 一郎君 木村 義雄君

北村 誠吾君 熊代 昭彦君

佐藤 勉君 田村 憲久君

西川 京子君 野田 聖子君

林 省之介君 原田 義昭君

松島みどり君 松野 博一君

三ツ林隆志君 宮腰 光寛君

宮澤 洋一君 吉野 正芳君

家西 悟君 大島 敦君

加藤 公一君 金田 誠一君

五島 正規君 土肥 隆一君

古川 元久君 三井 辨雄君

水島 広子君 山井 和則君

青山 二三君 江田 康幸君

樋高 剛君 小沢 和秋君

木島日出夫君 阿部 知子君

中川 智子君 井上 喜一君

川田 悦子君

厚生労働大臣 坂口 力君

厚生労働副大臣 榎屋 敬悟君

厚生労働副大臣 南野知恵子君

厚生労働大臣政務官 佐藤 勉君

会計検査院事務総局第二局

長 増田 峯明君

政府参考人

○坂口国務大臣 先ほどからお答えをいたしておりますように、十分に尊重させていただきたいと思っております。本日の委員の御発言、御趣旨も十分に踏まえながら、十分に対応させていただきたいと考えているところでございます。

○山井委員 先ほどの大臣の、患者さんが生きている間にお見舞いに行きたいという言葉信じております。中旬に出る裁判所の和解に関する所見に関しては、ぜひとも柔軟に、そして何よりも早急に和解につなげていただきますようお願い申し上げます。

では、続きまして、医療の問題に移らせていただきます。

国公立病院の医師連盟費の公費支出についてであります。このことについては、資料の二枚目をおめくりいただけますでしょうか。ここにもございますように、「国費から日医連会費」「政治団体に国費使う」ということが出ております。それでまた、次のページにございますように、「二十三県立病院が政治団体に」ということも新聞で先週報道されております。政治団体への会費を公費で支出するというのは言語道断なことだと思います。

まず、総務省にお伺いしたいと思います。この件についての御見解をお聞かせください。

○木村政府参考人 自治体病院におきまして、いわゆる医師連盟などの政治団体に対する費用を公費で支出することの是非についてでございますけれども、基本的にはそれぞれの地方公共団体の判断によるものであると考えておりますけれども、総務省といたしましては、その性格上公費からの支出は適切を欠くものではないか、このように考えているところでございます。

○山井委員 では、国立病院の方についてお聞きしたいと思います。

二十二の国立病院が同様に公費で医師連盟の会費を支出しております。これについて厚生労働省の御見解をお願いいたします。

○榎屋副大臣 国立病院についてお尋ねをいただきました。医師会費の公費支出につきましては、地域医療機関との連携を図る、協力体制を構築していくということで、必要性が場合によってはあるだろうということで、医師会費の公費支出については妥当性もあるのではないかと。ただ、医師連盟費については、その性格上、公費からの支出は不適切というふうに考えております。

○山井委員 それでは、改めて総務省さんと厚生労働省さんにお聞きしたいのですが、これは今までの違法支出分に関しては返還するというのですか。総務省と厚生労働省、お願いいたします。

○木村政府参考人 今御答弁ございましたように、医師会への会費負担につきましては、自治体病院におきまして地域医療の連携等を進める等の観点から、従来から公費で負担している例があると聞いておりまして、具体的な経費支出の判断につきましてはそれぞれの実情を踏まえまして各地方公共団体に判断すべきものと考えております。

また、医師連盟の会費負担につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総務省として、その性格上、公費からの支出というものが適切を欠くのではないかと考えているところでございまして、その取り扱いにつきましては、国の対応等も踏まえまして地方公共団体の判断によって適切に対応されるもの、このように考えております。

○榎屋副大臣 お答えをいたします。

今回、一部の国立病院等におきまして支出をしておりました医師会費の中に、一部医師連盟費等が含まれていたということもございまして、是正措置を講じる必要があるということで今対応しているところであります。今後は、適正な支出が行われるよう厳正に指導していきたいというように思っております。

そこで、今委員から、今まで支払われたものについてどういふ対応をとるかというお尋ねをいただいたわけでありまして、これまでの支出分につきましては、医師会費等の内訳を十分確認しないまま現場において支払われたということもあるようであります。実情はさまざまでありますけれども、今後各施設の実態を十分に把握した上で、委員からも御指摘ありました返還も視野に入れて適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○山井委員 榎屋副大臣に改めてお伺いしますが、返還も視野に入れてじゃなくて、これは返還でしょう。政治団体に公費が入るということではないという論理が成り立つのですか。

○榎屋副大臣 先ほども御答弁申し上げたように、医師連盟費、政治団体についての支出については適切ではないというふうに考えているわけでありまして。今回、会計検査院等から指摘も受けたところでございまして、実態を十分把握した上で、委員御指摘のように、不適切なものについては適正に処理をしなければならぬ、このように考えております。

○山井委員 総務省さんに改めてお伺いしたいのですが、ということは、国が返還することになれば、都道府県の病院に関してもその方向ということでしょうか。

○木村政府参考人 先ほどもお答えいたしましたように、各地方公共団体の判断において適切に対応されるもの、このように理解しております。

○山井委員 でも、都道府県に任せるといことは非常に無責任だと思うのですが、もう一度お願いいたします。それはもう都道府県に任せてあって、都道府県がオーケーと言えれば都道府県のお金が政治団体の会費を払っていいのですか。答弁をお願いします。これは公選法にも関係していることですか。

○木村政府参考人 御案内のとおり、地方自治法の二百三十二の二というところにおきましては、普通地方公共団体は、公益上必要のある場合には補助することができるというふうなことでございまして、その判断につきましては地方公共団体がおやりになるということでございまして、先ほど来申し上げておりますように、この判断につきましては、国の対応も踏まえまして地方公共団体で適切な判断がされるものと考えているわけでございます。

○山井委員 そもそもこれは政治連盟なわけですから、公益性というよりは、そういう政治連盟への公費負担というのは絶対に認められないと思えます。

それで、次、議論を分けて、医師会費について改めてお伺いしたいと思います。

三月十七日の共同通信の報道でも、ここに資料がございます。もう一ページめくっていただきますと、「医師会費を公費で負担 東京、岩手など三十四都府県で」というこの資料にもありますように、多くの自治体が医師会費を公費で負担しております。

そもそも医師会というのは個人の資格で入るものなのに、それを公費で出すというのはおかしいのではないのでしょうか。総務省、いかがでしょうか。

○木村政府参考人 今御指摘がございましたように、医師会は個人加入が原則であると聞いておりまして、このように個人で加入する会の会費につきましては、原則として個人が負担する性格のものと考えているわけでございます。

ただ、地方公共団体におきまして、地域医療との連携を進める等の観点から、従来から公費で負担している例があると聞いておりまして、具体的な経費支出の判断は、基本的には、医師会への加入が病院の業務に関するものであるかどうかなど、それぞれの事情を踏まえまして各地方公共団体で御判断されるべき問題と考えております。

○山井委員 同様のことを厚生労働省さんにもお伺いしたいのですが、冒頭の新聞記事にもありましたように、国費から、日医連の会費だけではなくて、都道府県の医師会の会費が支払われているということです。このことについても、同じく個人の資格で入る医師会の会費を公費で出す

のはおかしいのではないかと思います、厚生労働省の見解をお伺いします。

○榎屋副大臣 委員も恐らく御理解をされておられると思いますが、今回いろいろ問題になっておりますけれども、国立病院の院長、責任者が地域医師会に入られることについては、先ほどから総務省からもお話がありますが、地域医療に対応するさまざまな連携ということもあるわけでありまして。そうした協力体制を確保するという観点で、院長というお立場で、責任者というお立場で地域の医師会に加入をしていくということは、もちろん委員がおっしゃるように医師会の入会そのものは任意でありますけれども、院長というお立場でそうした業務の一環として地域医療の連携体制をとっていくということもあって、院長が地域医師会にお入りになるその医師会費について公費で負担をするということについては、これは以前から行われてきたようでありまして、あながち妥当性がないとは言えないというふうに考えております。

もちろん、これは責任者のお立場でということでありまして、ただ委員御指摘のように、医師会費の支払いについて、政治団体等の会費と一緒に集められていたというようなこともあって、そこは皆様に誤解を与えるところもあったということでありまして、そうした点については、今改めて実態を把握の上適正に処理をしたいというふうに考えているところでございます。

○山井委員 今地域医療との連携において必要ということでしたが、実際二百七ある公立病院のうち百七十七程度が公費支出しているわけですから、三十の国立の医療機関は公費支出していないわけですね。

それで、このあたりに関して、医師会に加入しないことによって地域医療の連携に支障を来したという例はあるんでしょうか。

○榎屋副大臣 お答えいたします。

国立病院の運営に当たりましては、やはり私は、地域医療といいますか、地域との連携というのは極めて大事な観点だろうというふうに思っております。

委員お尋ねのように、地域との連携に支障を生じているということがあるのかということですが、そういうことが現に、ただいまの国立病院であるとすればそれは問題であろうというふうに思います。したがって、そういうことはないというふうに思っているわけでありまして。

そうした前提に立って、委員御指摘のように、地域の医師会に院長が全部入っているのかということ、必ずしもそうでない。では入っていないがゆえに連携に問題が出ているのかということ、それはそうではない。地域医師会に入っておられること、入られていないことが地域の連携に問題が出ているということではもちろんない。医師会に入っておられるかどうかということがすべての条件ではないだろうというふうに思います。ただ、個人の御判断で、院長先生が地域医師会に私は職務として入った方がよいと御判断をされて入られて活動されるということは、それはあってしかるべきではないかというふうに考えております。

○山井委員 個人の判断で必要と思ったら入ったらいじやないですかというんだったら、公費で出す必要がないじやないですか。何でそれを公費で出すんですか。

今、これほど財政が厳しくて、不況が深刻で、みんながどうやって財政を切り詰めようか、まさに医療制度改革で患者さんの自己負担をアップさせようというときなわけですよ。そういうときに、今みたいなあいまいな、支障が出るかどうかはわからないけれどもというようなことで公費支出するというのはやはりおかしいんじゃないでしょうか。具体的にどういう支障が出るということ想定されているんですか。お答えください。

○榎屋副大臣 先ほども申し上げたように、具体的に現実の国立病院で地域医療との連携に問題があるということ、そういうことがもしあるとすればそれが問題でありまして、ただ、今お答えを申し上げているのは、地域の医療機関との連携を図り協力関係を構築する上で、国立病院等が地域において適切な医療を提供するために必要な医療情報などを容易に把握することができる、そうしたことを踏まえて地域医師会に責任者がお入りになる、それをまさに公務の一環としておやりになるということ、これはあってしかるべきだろうということでありまして、私は公費を充当することは妥当性はあるというふうに考えております。

○山井委員 改めてお伺いしますが、この三十の施設は公費で出していないわけですね。ここで支障が出ているんですか。

○榎屋副大臣 先ほどから何度もお答えしておりますが、国立病院として地域の医療機関と地域の医療ということでもし連携に問題があるとすればそれは許されないことでありまして、ただ、今お答えを申し上げているのは、地域の医療機関との連携を図り協力関係を構築する上で、国立病院等が地域において適切な医療を提供するために必要な医療情報などを容易に把握することができる、そうしたことを踏まえて地域医師会に責任者がお入りになる、それをまさに公務の一環としておやりになるということ、これはあってしかるべきだろうということでありまして、私は公費を充当することは妥当性はあるというふうに考えております。

○山井委員 そうしたら今の論理が一貫していないじやないですか。三十の施設は医師会に公費で入らなくても支障が出ていない、にもかかわらず公費で支出する必要があるというのと、全然論理が一貫していないじやないですか。

改めてお伺いしますが、三十の医療施設では何か問題があるんですか、公費で入っていないことによって、問題がないのに公費で支出せねばならないという理由をお願いします。根拠はないんですか。

○坂口国務大臣 平成十三年の十月の十二日、厚生労働省の健康局の国立病院部が出しました文書がございます。この文書は一応、「当該代表者の医師会費に限り国費を以て充てることができることとする。」という文書を出しているわけですね。

それで、この文書がいいか悪いかの問題は別途あるというふうに思いますが、それで、いわゆるこういう文書を出しているものですから、各々の公的病院の方が院長の方はいいんだという解釈を多分しているだろうと思うんですね。

今までの病院の中で、院長だけではなくてほかの先生方の分を出していたというケースがあるのかどうか、ちょっと私はわかりませんけれども、院長に限ってはそれはいいということ認めているわけですね。そのことが、院長も要らないじやないかという御意見は、多分それはあるだろうというふうに思いますが、そういう意思決定を厚生労働省としては今までしてきたということだというふうに思います。

○山井委員 これは県立病院の話ですが、例えば富山県立中央病院は一九九六年から医師会費の公費支出をやめました、支障は一切ないと言ってあります。また、沖縄県も同じように公費支出をしておりませんが、運営に全く支障はない、公費負担は筋違いと書いているわけですね。

やはりこのあたりのことをきっちりしていただきたいと思ひますし、今一人に限りということがありましたが、実はこの資料の次にも入っておりますが、「医師会加入及び会費支弁に関する件」で、昭和二十三年に実は通知が出ているんですね。

その二として、「療養所運営上入会を必要とする施設に於いては所長が療養所を代表する意味に於いて国費を以て入会することは差支えない。」このことを今回踏襲したんだと思ひますが、今回のこの調査結果によると、一人以上国立病院から入会して医師会費が払われているわけですが、ということは、過去の一人以上の分はこの通知違反ということになるんですが、その部分に関しては当然公に返還するということになるんですね。

○榎屋副大臣 先ほどもお答えしましたように、今まで不正に支出されていたものについては、改めて整理の上適正に処理をしたいというふうにお答えを申し上げました。その中で整理をしたいと思ひます。

○山井委員 このことについて、会計検査院さんの現時点での御見解をお伺いしたいと思ひます。

昭和二十三年に一人分しか医師会費は認めないということになっていながら、それ以上の医師会費もずっと長年出されてきた。こういうことが放置されているようだったら、本当に税金や医療費の自己負担を上げていくという議論は成り立たなくなってくるわけなんです。

会計検査院さん、この件に関して今の御見解をお聞かせください。

○増田会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私ども会計検査院といたしましては、現在本年の検査結果の取りまとめ中でございまして、今御指摘のありました件につきましては、私ども、合理的な必要性があるものに限って認められるべきものであろうと、かつまた、二十三年の通知も承知しております。

そういう観点から検査を実施してきておりますけれども、現在その取りまとめ中だということで、最終的な本院としての判断はまだ出ていない段階でございますので、その点、内容につきましての御答弁は差し控えさせていただくということで御理解を賜りたいというふうに思います。

○山井委員 十一月末ごろにこの結果が出るというようなことを聞いておるんですけれども、本来個人で支払うべきものを公費で支払っているというような不適切な結果報告が出ないことを望みます。何ら支障が出た事例もないのに個人で支払うべき一人分が公費で支払われるのはおかしいわけですし、返還についても厳しい結果を出していただきたい、それが会計検査院の任務だと思っております。

今の答弁を聞いておりましたが、いかに医師会費の公費支出というのが説得力のないものかというものを私は痛感いたしました。ぜひ今後、もうちょっとはつきりした理由というものを出していただけないと、繰り返しになりますが、やはりこういうことでは国民感情からしては許されないというふうに思います。

次に、医師会と医師連盟とのつながり、政治活動についてお伺いしたいと思います。

今も申し上げましたように、ただでさえ財政が厳しい今日、公費で医師会費を支払う必要は私はないと思います。しかし、医師会は、御存じのように公益法人でありまして、専門医療研修費や看護職員確保対策費などの公的補助金も受けております。また、母体保護法に基づいて、人工中絶できる医師の指定の役割も医師会が持っているというように、公的な役割を医師会は担っております。

このような医師会が直接政治活動をするのは好ましくないというふうに思いますが、厚生労働省、見解いかがでしょうか。あるいは総務省でも結構です。

○榎屋副大臣 委員がお話しになりましたように、公益法人であります医師会と、それから政治団体との関係ということについては、これは誤解があるようなことがあってはならないというふうに思っております。

○山井委員 何かその、誤解があるようなことがあってはならないというのはどういうことですか。はっきり、公益法人である医師会の政治活動は私は好ましくないと思うんですが、そのことについて明確な答弁をお願いいたします。何が誤解なんですか。

○榎屋副大臣 公益法人である医師会と政治団体である医師連盟とが一体であるかのような、そうした誤解を与える行為ということが随分今まで国会でも指摘をされてきたところでありまして、そういう指摘を受けたこともありまして、そうしたことについては好ましくない、こうお答えをしたところでございます。

○山井委員 この次の資料の中にありますが、これはことしの八月二十一日の事務連絡です。厚生労働省の医政局から各都道府県の衛生主管部局に出されております。「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について」

この中で、「補助金等を受けた公益法人の活動と政治活動に関する寄付を行う政治団体」これは医師連盟などのことだと思いますが、「の活動が一体であるかのような誤解を与える行為は適切ではなく、政治団体の活動との峻別が図られることが望ましいと考えます。」というふうなことが書いてありまして、「公益法人と政治団体の活動が一体であるかのような誤解を与える別紙の事例等を参考に、不適切な事例の有無を調査し、」十二月二十八日までに回答するようというところで、別紙に不適切な事例が書いてあります。

改めて榎屋副大臣にお伺いしますが、「政治団体の活動との峻別が図られることが望ましい」、これはなぜなんですか。医師会がそのまま政治活動をやつたらだめということですか。なぜ峻別が必要なのか、なぜこういう通知を出したのか、お聞かせください。

○榎屋副大臣 先ほど、これはまさに委員がお尋ねになりましたように、医師会については、公益法人としてさまざまな補助金等も支給を受けているということもあり、公金が支出をされているということもあるわけでありまして、政治活動を行う政治団体である医師連盟と一体であるというようなことがあってはならないということでございます。

こうしたことがあるわけでありまして、今委員がお示しになりました八月二十一日の文書につきましては、所管の医師会に対して適切な改善指導を行っていただくように、各都道府県に対してお願いをしたという資料でございます。

○山井委員 まさに今榎屋副大臣おっしゃってくださったように、医師連盟と医師会が一体として政治活動をするのがあってはならないということですね。先ほど、公費で一人分は支出するということになっておりましたが、その部分も政治活動をやっていないというような前提に基づいているんだろうと思います。

それで、医師会と医師連盟を峻別するようにと指導しているわけですが、これについていろいろ資料を調べてみましたが、例えば日本医師連盟規約というのを見てみました。

それで、「本連盟は、日本医師連盟と称し、日本医師会会員相互の全国的連絡協調の下に、日本医師会の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。」ということになっているんですが、私がおかしいと思ったのがこの役員なんですね。この政治連盟の委員長は、日本医師会会長をもってこれに当たる。それで、副委員長は次に挙げる者の中から委員長が委嘱する。一つ、日本医師会副会長、二つ、日本医師会代議員会議長、三つ、日本医師会代議員副議長、日本医学協会会長というふうになっております。

私は、またほかの地域の医師会の名簿もたくさん取り寄せたんですけれども、このように、医師会の役員名簿と医師連盟の役員名簿、これはほとんど一緒なんですね。ほとんど同じ人がやっている。これで、厚生労働省さんがおっしゃっているように峻別はできていると言えるんでしょうか、御見解をお聞かせください。

○篠崎政府参考人 今先生の御指摘でございますが、公益法人である日本医師会につきましては、これは公益法人でありますから私どもの指導監督の対象でございますが、今御指摘の日本医師連盟につきましては、これは任意団体ということでございます。

それで、人が同じだからその峻別ができるかどうかという御指摘だと思いますが、先ほどの事務連絡のときにも私ども都道府県にお願いをしたのは、例えば、会費の徴収の仕方、事務所の問題、預金口座の問題、あるいは事務所の建物の賃貸の関係ですか、そういうところで峻別をすべきなのではないかというふうに考えているわけでございます。

○山井委員 人が同じだったらこれは活動も混同する、そして周りからも混同されるというのが普通じゃないかと思えます。

そして、この役員のことについて次に伺いたいのが、ホームページもいろいろと調べてみました。

例えば、石川県医師会のホームページがここにございます。その一番大きなメインテーマ、これは手持ちの資料、そちらには入っておりませんが、石川県医師連盟、こうなっているわけですね。石川県医師会のホームページの一番大きな見出しが石川県医師連盟というふうになっております。こういう事例は峻別されていると言うんですか。いかがですか。

○榎屋副大臣 今初めてお示しをいただいた資料でありまして、私もホームページはよく見ますけれども、そのホームページはまだ見たことがありません。

ちょっと私、目が悪いのでよく見えないのでありますが、先ほどお答えをしましたように、やはり峻別をするように取り組みをしていただかなければならぬだろうというふうに思いますが、誤解があるものについては、著しく誤解を与えるというものについては、それは是正をしていただく必要があるかと思いますが、実際に内容を見ない限り、私も詳細にはお答えできません。

○山井委員 八月二十一日にこういう通知が出てからも、まだまだホームページはこういうふうによく峻別がされていないわけですね。

平成12年度決算検査報告

- [平成12年度決算検査報告](#)>
- [国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの](#)

国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの

(3) 国立病院等における医師会費の国費負担を適切なものにするよう改善させたもの

会計名及び科目	国立病院特別会計	(病院勘定)
		(療養所勘定)
部局等の名称	国立函館病院ほか 101 国立病院等	
医師会費の概要	医師会に対し経費の一部として会員が納入する会費	
医師会費等の支払額		4990 万余円
支払う必要のなかった医師会費等の額		1691 万円

1 医師会費の概要

(医師会及びその会費)

医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することなどを目的に、全国あるいは都道府県、都市の区域等を単位に設立され、医師が会員となって組織している団体である。医師はすべて医師会に入会する資格があるが、入会するか否かについては医師個人の判断に任されている。そして、医師会に入会した場合は、原則として医師会所定の会費等（以下「医師会費」という。）を納入する必要がある。

(国費による医師会費の支払)

厚生労働省（平成13年1月5日以前は厚生省）では国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター（以下、これらを「国立病院等」という。）を設置し、医療等を行うために医師を配置している。そして、同省では、国立病院等の施設の運営上、医師会への入会が必要な場合は、医師会費を国費によって支払うことができる取扱いとしている。これは、国立病院等の機能を発揮する上で、地域の医療機関との連携や情報交換の円滑化を図ることが必要な場合があるとの認識によるもので、医師会への入会は個人であることから、国立病院等の長の入会について国費で負担することとしている。

2 検査の結果

（検査の着眼点及び対象）

11、12両年度に医師会費の支払実績のある国立札幌病院ほか169国立病院等（支払総額6912万余円）を対象とし、国費による医師会費の支払がその取扱いの趣旨に沿って適切なものとなっているかに着眼して検査した。

（検査の結果）

検査したところ、国立函館病院ほか101国立病院等の医師会費等の支払（支払総額4990万余円）のうち1691万余円について、次のような事態が見受けられた。

（1）国立病院等を代表する者以外の者について医師会費を国費で支払っていたもの

国立弘前病院ほか40国立病院等（支払額983万余円）

上記の国立病院等では、国立病院等を代表する者のほかに、副院長や診療科医長等について医師会費を支払っていた。

（2）医師会費以外の経費を国費で医師会等に支払っていたもの

国立函館病院ほか83国立病院等（支払額708万余円）

上記の国立病院等では、医師個人の医療行為を保険の対象として医師会が取り扱っている医師賠償責任保険の保険料（以下「医賠償保険料」という。）や医師会以外の団体の会費を支払っていた。

（（１）と（２）は重複している国立病院等がある。）

上記（１）については、代表者の医師会費を国費負担とする前記の取扱いの趣旨に沿っていると認められず、また、（２）については、個人負担とするべき費用と認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国立病院等において、医師会費等の支払に当たって国費負担が適切な経費であるかの確認を怠ったことにもよるが、厚生労働省において、国立病院等における医師会費の国費負担に関し明確な指示をすることなく、国立病院等の裁量に任せていたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、13年10月に、国立病院等に対して通知を発し、医師会費の支払について、施設運営上必要とする場合は代表者の医師会費に限り国費で支払うことができること、医賠償保険料等は国費負担の対象とはならないことなどを明確に示し、医師会費の支払が適切に行われるよう周知徹底を図る処置を講じた。

平成23年10月12日
病院政発第90号
病院経発第72号

厚生労働省
国立病院部